

新雪ジョギングマラソン大会

このたび、10年間のスポーツ振興状況を検証し、更なるスポーツ推進を目指して、平成29年度から平成38年度までを期間とする「十日町市スポーツ推進計画」を策定しました。

この間、国では平成24年に「スポーツ基本計画」を、新潟県では平成28年に「新潟県スポーツ推進プラン」を策定しています。

においても、平成28年度から「第二次十日町市総合計画」の前期基本計画がスタートし、この「活力ある元気なまちづくり」の分野にスポーツ活動の推進が位置付けられています。

スポーツ推進計画は、「スポーツ健康都市宣言」の趣旨をふまえ、「生涯スポーツの推進~楽しもうスポーツ、つくろう健康~」を基本理念にするとともに国・県の計画を参酌し、市の総合計画や健康とおかまち 21 等の諸計画と整合・連携を図りながら、スポーツ推進の基本的方向を示しています。

スポーツ推進計画の策定に当たっては、2,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。その結果、この10年間の市民の「スポーツ実施率」(成人の週1回以上のスポーツ実施率)は43.1%から49.1%に上昇し、1年間に何らかのスポーツを行った人も44.0%から79.3%に伸びています。これは、まさにスポーツ関係者のこの間の努力の賜であります。

また、この計画に記載された目標や施策を実現するためには、市民をはじめ各スポーツ関係団体、地域団体、学校等が連携、協働して取り組むことが必要です。引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、本計画策定に当たり貴重なご提言をいただきました十日町市スポーツ推進審議会委員、アンケートにご協力いただいた市民の皆様及びスポーツ関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

十日町市教育委員会 教育長 蔵品 泰治

スポーツ推進計画目次

●第 1 章

スポーツ推進計画の基本的事項

1	スポー	-ツ推進	計画の	の策	定・	•		•				•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•		1
	(1)	スポー	ツ推済	進計	画策	定に	の趣	旨	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
		「スポ	ーツイ	建康	都市	宣言	Ė																					
	(2)	スポー	ツ推済	進計	画の	位記	置づ	け	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(3)	スポー	ツ推済	進計	画の	期間	間•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
2	スポー	-ツ振興	基本	計画	(平	成	20~	-28	3 年	度	Ę) (のホ	贪言	Œ·			•	•	•	•	•		•	•	•	•		5
	(1)	成人の	スポ	ーツ	実施	逐		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(2)	児童生	徒の位	体力	テス	、卜梦	汝値	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(3)	全国大	会以。	上の	出場	選	手数	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(4)	スポー	ツ施	設利	用者	数		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
3	スポー	-ツ推進	計画の	の基	本的	なる	考え	方	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		6
	(1)	基本理	念·			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	(2)	基本方	針•			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	(3)	基本的	な視ん	点及	び構	成		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
•	43 —	-																										
Γ		ー ツ推進	計画	の重	直点	的(こ取	ひり	組	む	·事	項																
● ? 	スポー	ツ推進										項]					•									8
	スポー 本市の		ツのヨ	現状	と課	題			•	•		•]				. .										8 9
	スポー 本市の	ツ推進)スポー	ツの 3 ンケ	現状 一卜	と課 の概	題 田要		•	•			•	•	•				· •										9
	スポー 本市の (1)	ツ推進)スポー 市民ア	ツの 3 ンケ [、] ツに3	現状 ート 対す	と課 の概 る興	題 要 !味	• • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ·	• ・ に	・ ・ つ	· · ·	•																9 1
	スポー 本市の (1) (2) (3)	ツ推進)スポー 市民ア スポー	ツの 3 ンケ ツに3 スポ・	現状 ト ナ ツ	と課 の る 興	題要味施	• • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 心 に	・ ・ につ	・ ・ つい	・・・ ハて	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1 1	9 1 8
	スポー 本市の (1) (2) (3) (4)	ツ推進 つスポー 市 スポー ス	ツの ンケ、 ツに スポ・	現状 ト オ ツ 児	と課のるの童生	題要味施徒	・・ ・ り け り け り り り り り り り り り り り り り り	・ 心に力	・・につに	・ ・ つい	・・・ ハて・ て・	•		•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	1 1 2	9 1 8 0
	スポー 本市の (1) (2) (3) (4) (5)	ツ推進 プオカス 車 学 競技 オーアーや に 力	ツの シケッツに フポッス おけっ	現状 ト す ツ 児 に	と課棚興実生い	題要味施徒で	・・ ・関 犬況 ひ体・	・・心に力・	・につに・	・ ・ つい つい	・・ ハて・ ハて・	•	•	•		•	•	• •	•	•	•				•	•	1 1 2 2	9 1 8 0 3
	スポー 本市の(1) (2) (3) (4) (5) (6)	ツ推進	ッの かかい かかい かがい がい がし がし がし がし がし がし がし がし がし がし がし がし がし	現状トすツ児にの	とのるの童つ満の異性い足	題要味施徒て度	・・	・・心に力・い	・・につに・て	・ ・ つい つい・ ・	・・・ハて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•							•	•	1 1 2 2 2	9 1 8 0 3 4
1	スポー 本市の(1) (2) (3) (4) (5) (6)	ツ推進 プオス 市ス 運学競ス ポ民ポ 動校技ポ	ッ のケンスおのツ 項 ・	現一対一る上設・状トすツ児にの・	とのるの童つ満・課棚興実生い足・	題要味施徒て度・	・・ 関 ・ 関 沢 体 ・ つ ・	・・心に力・い・	・・につに・て・	・ ・ つい ・ ・ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							• •								•	1 1 2 2 2 2	9 1 8 0 3 4 7
1	スポー 本市の (1) (2) (3) (4) (5) (6) 重(1)	ツ推進 ポ民ポ動校技ポ 組 アーやにカー事	ツ ンツスおのツ 項 の ケにポけ向施・ス	現一対一る上設・ポ 状トすツ児にの・ー	とのるの童つ満・ツ課棚興実生い足・活	題要味施徒で度・動	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・心に力・い・実	・・につに・て・・	・ ・ ・ つい ・ ・ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•			•	• •							•	•	1 1 2 2 2 2 2	9 1 8 0 3 4 7
1	スポー 本市の (1) (2) (3) (4) (5) (6) 重点的 (2)	ツ推 ポス 軍学競ス 取地 ポ 民 ポ 動校 技 ポ 組 域	ツンツスおのツ項の徒のは、け向施・スの	現 一対一る上設・ポ体ンサークでは、サージ児にの・一力	とのるの童つ満・ツ向課棚興実生い足・活上	題要味施徒で度・動・	・・ 犬の・こ・の・・ 関況体・つ・充・	・・心に力・い・実・	・・につに・て・・・	・・・ついつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•					•						•	•	1 1 2 2 2 2 2 2	9 1 8 0 3 4 7 7

●第 3 章

総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1	生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3(
	(1)地域でのスポーツの推進を目指して・・・・・・・・・・・3(
	(2)子どもたちが運動やスポーツに親しむために・・・・・・・・・33
	(3) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・38
	(4) 障がい者スポーツを身近なものにするために・・・・・・・・・4(
	(5) スポーツボランティア活動を暮らしの中に・・・・・・・・・・42
2	競技力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
	(1)競技スポーツの強化のために・・・・・・・・・・・・・43
	(2)スポーツ関係団体との連携強化・・・・・・・・・・・・・44
	(3)スポーツ指導者育成のために・・・・・・・・・・・・・44
3	スポーツを通した地域の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・4 6
	(1) ホストタウン事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
	(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み・・・・・4 9
	(3) スポーツイベント実施、プロスポーツ交流・・・・・・・・・・51
	(4)総合型地域スポーツクラブの更なる活性化・・・・・・・・・・53
4	スポーツ施設・環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 6
	(1)スポーツ施設・環境の充実に向けて・・・・・・・・・・・ 56
	(2) スポーツ情報ネットワークの充実・・・・・・・・・・・・・5 6
5	スポーツ関係団体のアンケート結果及び今後の取り組み・・・・・・・・5 7
:	資料編
•	
1	スポーツ推進計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・60
2	スポーツ推進計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
3	主なスポーツ関係団体の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・62
4	十日町市スポーツ関係施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
5	スポーツ推進関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

第1章 スポーツ推進計画の基本的事項

1 スポーツ推進計画の策定

(1)スポーツ推進計画策定の趣旨

十日町市は平成17年4月に5市町村が合併した翌年、平成18年10月に新市として「スポーツ健康都市」を宣言し、以降、スポーツを通した体力づくりと健康増進を推進してきました。 平成20年度に「十日町市スポーツ振興基本計画」(以下「スポーツ振興基本計画」という。) を策定し、「生涯スポーツの推進〜楽しもうスポーツ、つくろう健康〜」の基本理念のもとで 平成28年度まで各種事業を実施してきました。

この間に、国は「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面改正し、新たに「スポーツ基本法」を 平成 23 年 8 月に施行し、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定しました。

新潟県においては、県民の誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるため、 平成28年3月に「新潟県スポーツ推進プラン」を策定しました。

当市では、平成28年3月に平成28年度から平成37年度までを期間とする「第二次十日町市総合計画」を策定し、その基本方針の一つに「活力ある元気なまちづくり」を据えて、重要な施策として「スポーツ活動の推進」を掲げました。

その施策の方針には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020 東京オリ・パラ」という。)におけるホストタウンに決定したことを受け、地域の財産を有効に活用したスポーツイベントの開催や国際的スポーツキャンプの誘致に取り組み、市民の健康増進や体力づくりが気軽にできる環境づくり及びスポーツ施設の整備を推進することとしています。

今回実施した「スポーツ推進計画策定に関わる市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)」によると、この1年間に何らかの運動やスポーツを行った人の割合は79.3%で、全国平均とほぼ同じです。

また、「どのようなスポーツ健康都市像を望みますか」(2項目選択可)の問いに対して、 回答者の57.9%が「子どもからお年寄りまですべての人々が、生涯にわたってスポーツに親し むことができる都市」、53.8%が「スポーツを通して市民の健康づくり、まちづくりを積極的 に推進する都市」を望んでいるという結果が得られました。

今後もスポーツ健康都市宣言の趣旨をより一層啓発するとともに「誰でも」「いつでも」「どこでも」広くスポーツに親しめるスポーツ環境を整える必要があります。

2020 東京オリ・パラに向け、ホストタウンに認定された十日町市は、そこを通過点と位置づけ、クロアチア共和国との交流を更に深め、スポーツ交流はもちろん、経済や観光交流、文化交流、青少年交流等への発展を目指し、新たなまちづくりにチャレンジし、十日町市ならではの地域創生を目指していきます。

このような当市の現状を踏まえて、今後のスポーツの振興を計画的に推進するため、ここに 「十日町市スポーツ推進計画」を策定するものです。

スポーツ健康都市宣言

(1) 宣言主題 「楽しもうスポーツ、つくろう健康」

副題 ・健康で安全・安心・元気に暮らせるまち

・感動と創造あふれるまち

(2)宣言憲章

① 市民一人ひとりがスポーツを通して、たくましい心とからだを鍛えよう。

(気力、体力向上、健康増進)

- ② 市民一人ひとりがスポーツを通して、友愛と協調の輪を広げよう。(友情、協調性、連帯感)
- ③ 市民一人ひとりがスポーツに積極的に参加し、豊かな余暇生活を営もう。(積極性、余暇活用)
- ④ 市民一人ひとりがスポーツを通して、マナーを身につけよう。(敬愛、ルール遵守)
- ⑤ 市民一人ひとりがスポーツを愛し、明るく豊かなまちと生活を築こう。(健康な家庭、郷土愛)

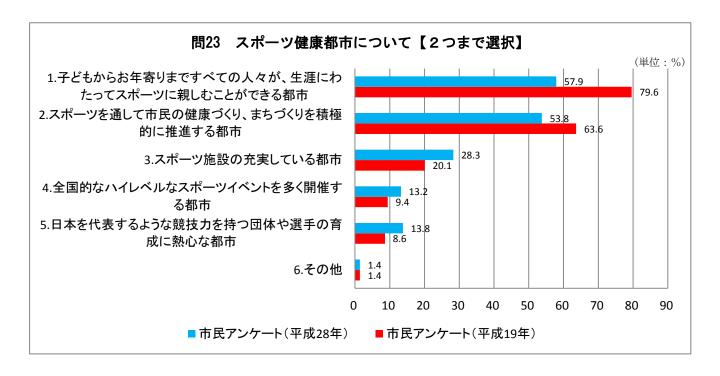
(3) 宣言文

私 たち十日町市民は、こぞって健康で文化的な生活が営まれることを祈念し、スポーツを通して体力づくりと健康増進に励み、友愛と協調の輪を広げるとともに、その力を結集して「楽しもうスポーツ、つくろう健康」のまち十日町市を築くため、新しい市の発足にあたり、ここに「スポーツ健康都市」を宣言する。

平成18年10月9日 十日町市

(4)趣旨

近年、科学技術の進展、生活水準の向上などにより、人間の平均寿命の伸長や青少年の体位向上には著しいものがあります。しかし、その反面、社会環境の複雑化や食生活の多様化による生活習慣病の増加や体力の低下が見られ、これらの解決が大きな課題となっています。健康は、幸福の根源をなすものです。この基本理念をふまえ、豊かで住みよいまちづくりと市民の健康増進をめざして、一層の努力を傾注していく必要があります。それには、市民一人ひとりが、健康に対する自覚と認識を深め、生涯を通してスポーツに親しみ、健全でたくましい心とからだづくりに努めなければなりません。明るく幸せな生活を送れることを祈念し、市民一人ひとりの健康の維持増進、スポーツの振興をうながす意味において、「スポーツ健康都市」を宣言します。



(2)スポーツ推進計画の位置づけ

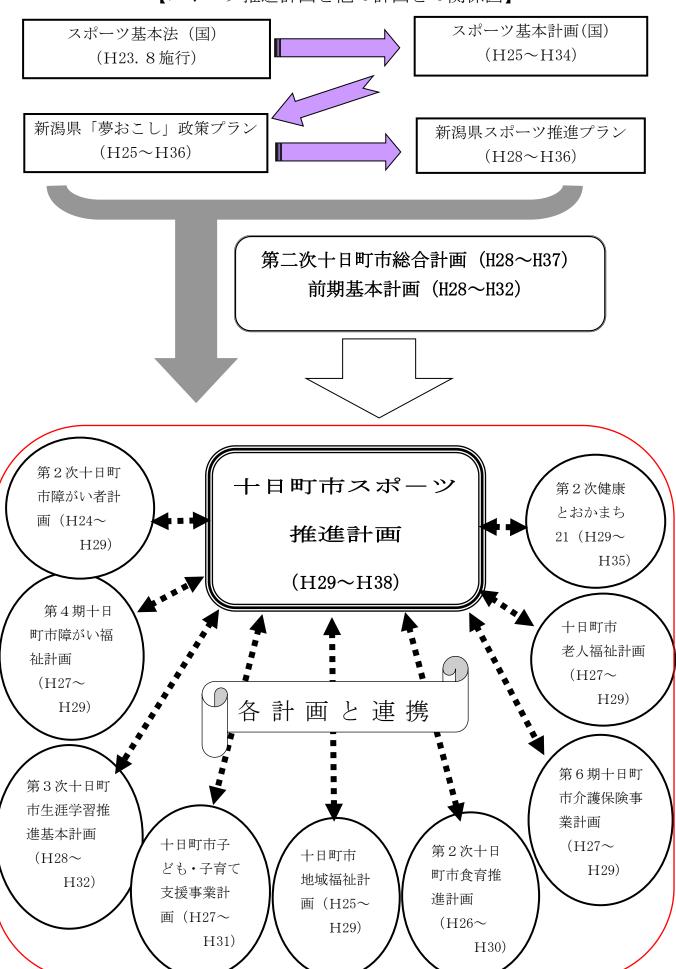
- ①この計画は、国が定めた「スポーツ基本計画」及び「新潟県スポーツ推進プラン」に基づく、 当市のスポーツ推進に関する計画です。
- ②この計画は、「第二次十日町市総合計画」のスポーツ分野を具体的に推進する計画です。

(3)スポーツ推進計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成37年度	平成 38 年度				
H24∼	H24~ スポーツ基本計画 (国)												
H28∼	H28~ 新潟県スポーツ推進プラン (新潟県)												
H28~ 第二次十日町市総合計画													
H28∼	(前期基2	 											
H28~第3	次十日町市	卡生涯学習	基本計画										
	十日町市スポーツ推進計画												
	進捗確認		検証	見直し 進捗確認				検証	見直し				

【スポーツ推進計画と他の計画との関係図】



2 スポーツ振興基本計画(平成 20~28 年度)の検証

(1)成人のスポーツ実施率

スポーツ振興基本計画における成人のスポーツ実施率(成人の週1日以上スポーツを実施する割合)の達成目標は50%以上でした。

市民アンケートによると週に3日以上(20.8%)と週に $1\sim2$ 日以上(28.3%)を加えると49.1%の結果になりました。50%以上とはなりませんでしたが、概ね目標を達成できたと考えます。

(2) 児童生徒の体力テスト数値

スポーツ振興基本計画では、児童生徒の体力テストの数値目標を全国平均以上に維持することでした。

「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)(以下「平成27年度全国体力テスト」という。)」の結果から、小学校5年生・中学校2年生の男女において、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール(中学生はハンドボール)投げの全種目において全国平均を上回っており、目標を達成しています。

十日町市の児童生徒の体力の状況は、全国でも上位に位置していると言えます。

(3)全国大会以上の出場選手数

スポーツ振興基本計画における全国大会以上の出場選手数の達成目標は毎年 200 人以上でした。 全国大会以上に出場した選手は以下の表の通りで、200 人以上となった年は平成 20、23、27 年度 の3回でした。

毎年200人以上という目標は達成出来ませんでしたが、平成26年1月には初めて十日町市出身の宮沢大志、小林美貴、中島由貴3選手が、2014年ソチオリンピック冬季競技大会(以下「2014 ソチ冬季オリンピック」という。)に出場しました。また、平成28年9月には、十日町市出身の樋口政幸選手が2016年リオデジャネイロパラリンピックに出場しました。

【平成20年度からの全国大会以上に出場した選手数】

(単位:人(延べ人数))

Z	公分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	全国	大会	208	144	118	199	144	118	168	199
	国際	大会	1			4		3		4
	合	計	209	144	118	203	144	121	168	203

(4)スポーツ施設利用者数

スポーツ振興基本計画におけるスポーツ施設利用者数の達成目標は年間 45 万人以上でしたが、 第一次十日町市総合計画後期基本計画で変更され 43 万人以上としていました。

利用者数の実績は、平成 20 年度の約 36.5 万人から 2 万 7 千人増えて平成 27 年度では約 39.2 万人となりました。平成 22、23 年度と利用者が一時減りましたが、その後は十日町市総合体育館や中里体育館の利用が伸びており順調に増加傾向にあります。

平成20年度から十日町市の人口が約6千人減少(10.3%減)する条件不利もあり、目標値の43万人の施設利用者数は達成できませんでした。

【年度別体育施設利用状況】

(単位:人)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人数	364, 748	365, 713	339, 868	328, 049	355, 488	366, 915	389, 758	391, 971

3 スポーツ推進計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「生涯スポーツの推進 ~楽しもうスポーツ、つくろう健康~」

スポーツ (sports) は、ラテン語に由来した言葉と言われ、遊んだり、気分転換をする、楽しい気分になるという意味があります。

市の「スポーツ健康都市宣言」の中にある宣言主題「楽しもうスポーツ、つくろう健康」は、 文字通り市民からスポーツに関心・興味をもっていただき、スポーツや運動を楽しみながら健康 を維持・増進して、医療費のかからない健康なまちになることを理想としています。

そのためには、市民の一人ひとりが年代を問わずに「誰でも」「いつでも」「どこでも」スポーツや運動が出来る環境を整備することが大切であり、かつ、市民自らスポーツに関わって楽しもうという意識が必要となります。行政と市民が一体となって、スポーツや運動・健康に対する認識を深め、生涯スポーツの振興を推進したいと考えます。

(2) 基本方針

スポーツ健康都市宣言の趣旨と第二次十日町市総合計画の活力ある元気なまちづくりの実現の ために、次の4つをスポーツ推進の基本方針とします。

- ①生涯スポーツの推進
- ②競技スポーツの向上
- ③スポーツを通した地域の活性化
- ④スポーツ施設・環境の整備

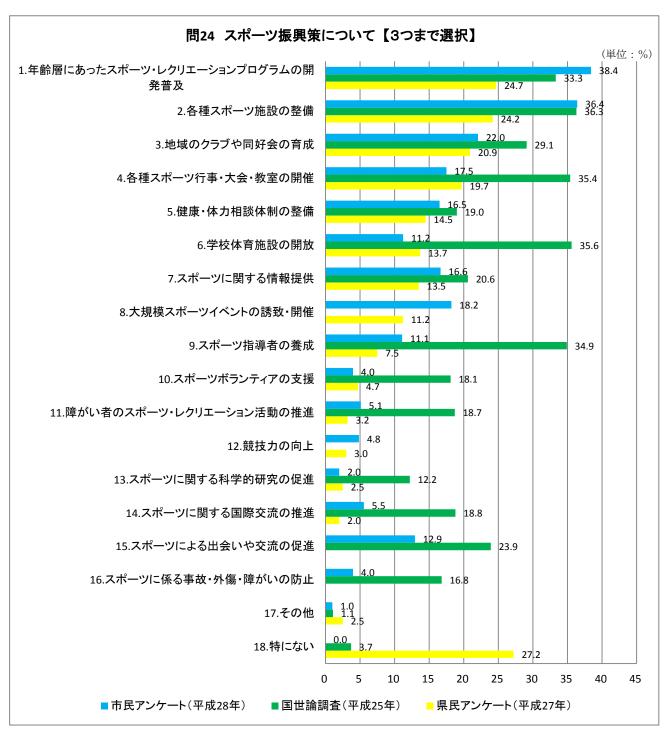
(3) 基本的な視点及び構成

市のスポーツの現状と課題に対して、生涯スポーツ社会の実現に向けて、市民一人ひとりが自 主的・主体的な取り組みを行い、行政、地域、関係機関・団体等がそれぞれの役割に応じて必要 な取り組みを進めることとします。

スポーツ推進計画では、「第1章」を基本的事項、「第2章」は重点的に取り組む事項、「第3章」は総合的かつ計画的に取り組むべき施策の3つの章立てで構成し、取り組みを進めることとします。



全日本スキー選手権大会



※国世論調査(平成25年)は「いくつでも選択可」となっています。

第2章 スポーツ推進計画の重点的に取り組む事項

1 本市のスポーツの現状と課題

平成28年10月31日現在、十日町市の人口は55,372人となっており、市民に提供している市内のスポーツ施設は、十日町市総合体育館や総合公園野球場など屋内12施設、屋外22施設の計34施設があります。年間約39万人の方が利用しており、利用者は年々増加しています。

本計画を策定するに当たり $20\sim79$ 歳までの市民 2,000 人を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施したところ、703 人(回収率 35.2%)から回答を得られました(前回の平成 19 年度の調査では回答者 902 名で回収率 45.1%です。)。

この市民アンケートの結果をはじめとした各種資料・データから、市民のスポーツや運動の実施状況などについて示します。

市民アンケート:「スポーツ推進計画策定に関わる市民アンケート調査」(H28 年に市で実施)

(対象者 2,000 名 回答者 703 人 回収率 35.2%)

国世論調査:「体力・スポーツに関する世論調査」(H25年に文部科学省で実施)

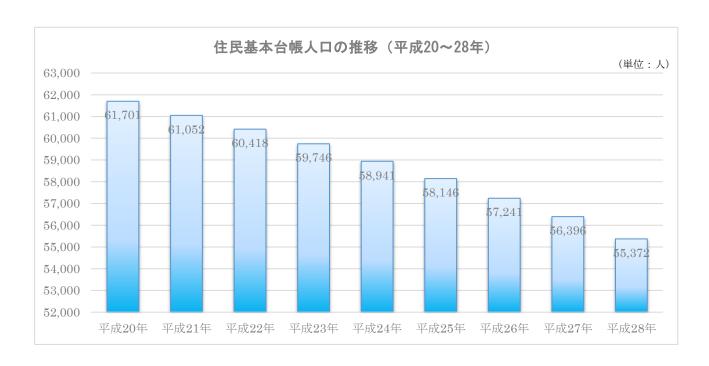
(個別面接 3,000 名 回答者 1,897 人 回収率 63.2%)

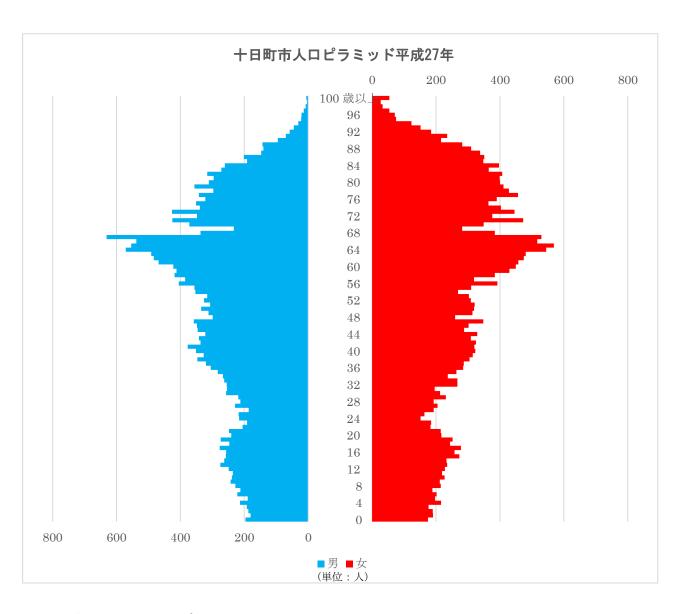
県民意識調査:「県民のスポーツに関する意識調査」(H27年に新潟県で実施)

(インターネット調査 回答者 401人)

H19市民アンケート:「スポーツ振興基本計画に関わる市民アンケート調査」(H19年に市で実施)

(対象者 2,000 名 回答者 902 人 回収率 45.1%)

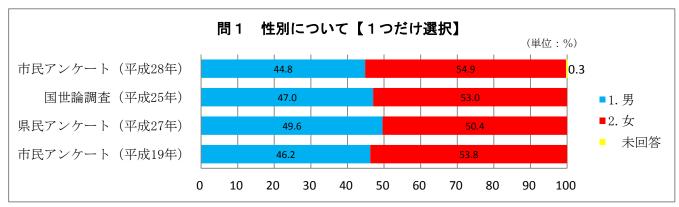


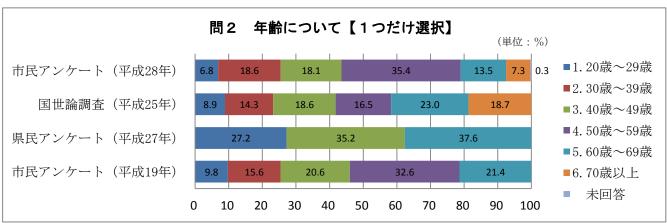


(1) 市民アンケートの概要

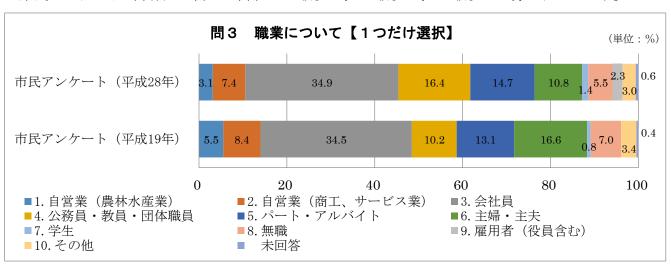
7 - 707		対象	象者
		実数(人)	構成比(%)
		2,000	100.00
性	男性	1, 040	52. 00
別	女 性	960	48. 00
	20 歳~29 歳	312	15. 60
	30 歳~39 歳	395	19. 75
年 齢 別	40 歳~49 歳	397	19.85
別	50 歳~59 歳	605	30. 25
	60 歳~69 歳	175	8. 75
	70 歳以上	116	5. 80
	十日町地域	1, 334	66. 70
抽	川西地域	252	12. 60
地 域 別	中里地域	198	9. 90
冽	松代地域	126	6. 30
	松之山地域	90	4. 50

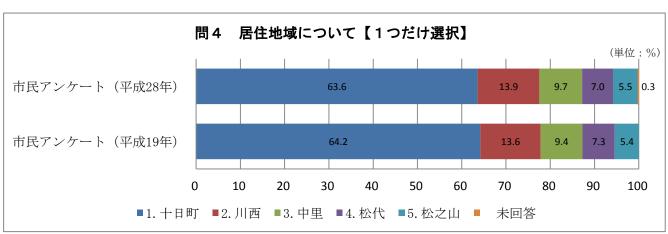
市民アンケートでは女性の回答率が 54.9%と高く、年代別では 50 代が 35.4%と最も高く、30 代 18.6%、40 代 18.1%となっています。





※県民アンケート(平成27年)の年齢は20歳以上、40歳以上、60歳以上に分かれています。





(2) スポーツに対する興味・関心について

十日町市及びスポーツ関係団体のこれまでの取り組みにより、様々なスポーツに対する人気が高まっています。サッカーでは十日町市当間多目的グラウンド(以下「クロアチアピッチ」という。)においてアルビレックスレディースの「なでしこリーグ」公式戦を平成25年度から4年連続で実施し、バスケットボールでは新潟アルビレックスBBがプレシーズンゲームを毎年行い、平成28年度で13回目の開催となりました。

また、日本陸連第2種公認の十日町市陸上競技場(以下「第2種公認陸上競技場」という。)では 十日町長距離カーニバルが毎年開催され、さらに、国際スキー連盟(FIS)(以下「FIS」とい う。)公認吉田クロスカントリー競技場では、全日本スキー選手権大会など全国規模の大会が開催さ れています。

このような状況の中で市民アンケートでは、関心のあるスポーツ、観戦したスポーツ、行うスポーツのアンケートを行いました。

関心のあるスポーツでは1位野球、2位マラソン・駅伝とバレーボール、4位サッカー、5位陸上競技の順となっています。男女別では男子が1位野球、2位サッカーで3位マラソン・駅伝で、女子は1位バレーボール、2位野球、3位マラソンの順となっています。

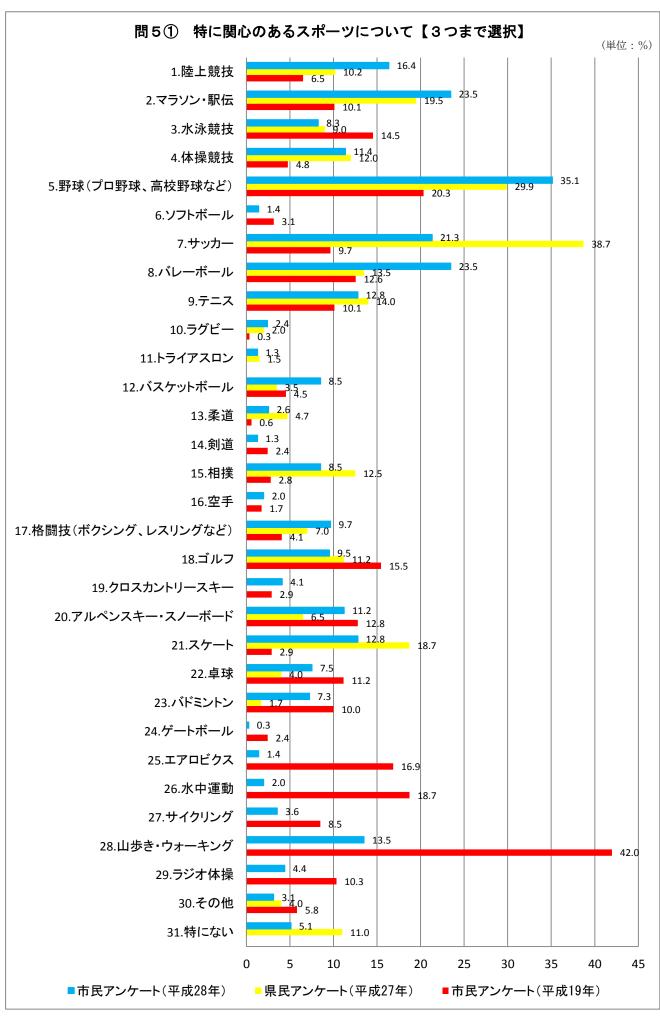
平成19年の市民アンケート(以下「H19市民アンケート」という。)では山歩き・ウォーキング が最も多く、以下野球、水中運動、エアロビクスと続いていましたが、今回のアンケートでは多く ありませんでした。

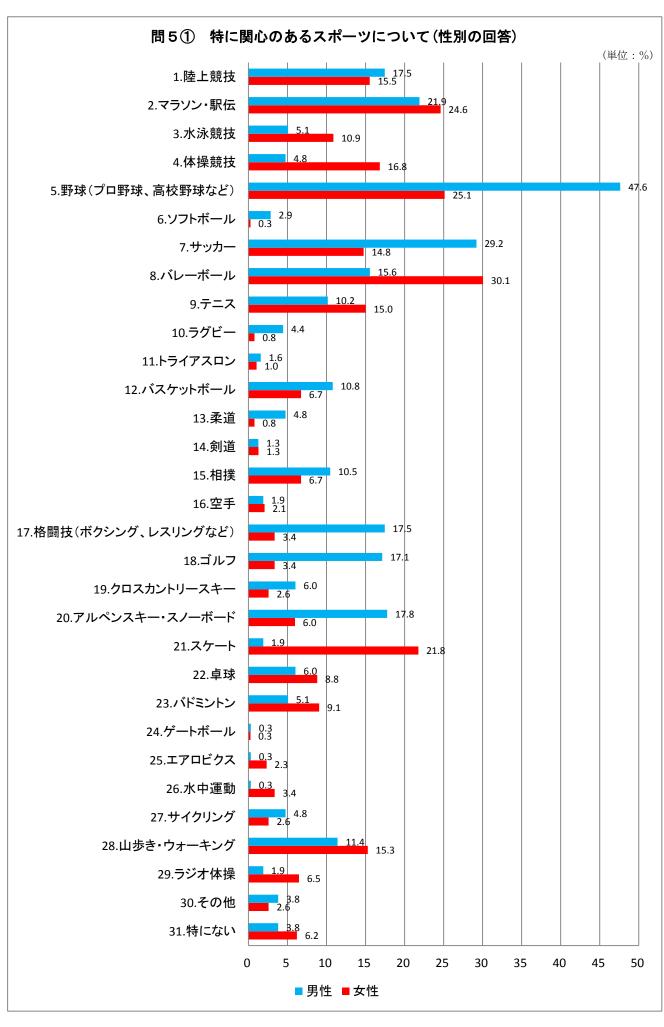


バスケット 新潟アルビレックスBBプレシーズンゲーム



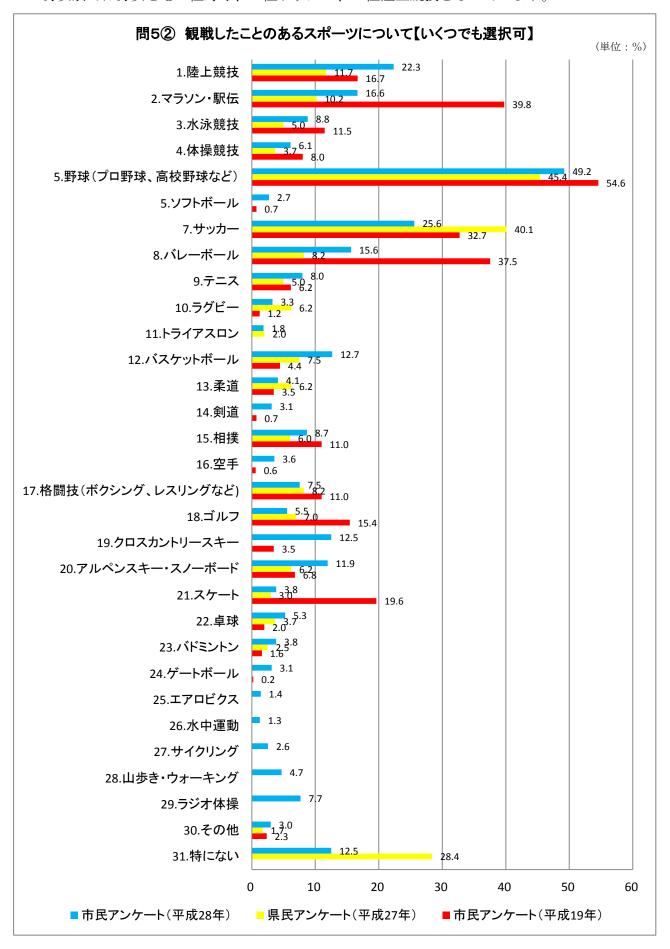
サッカー アルビレックスレディースなでしこリーグ公式戦

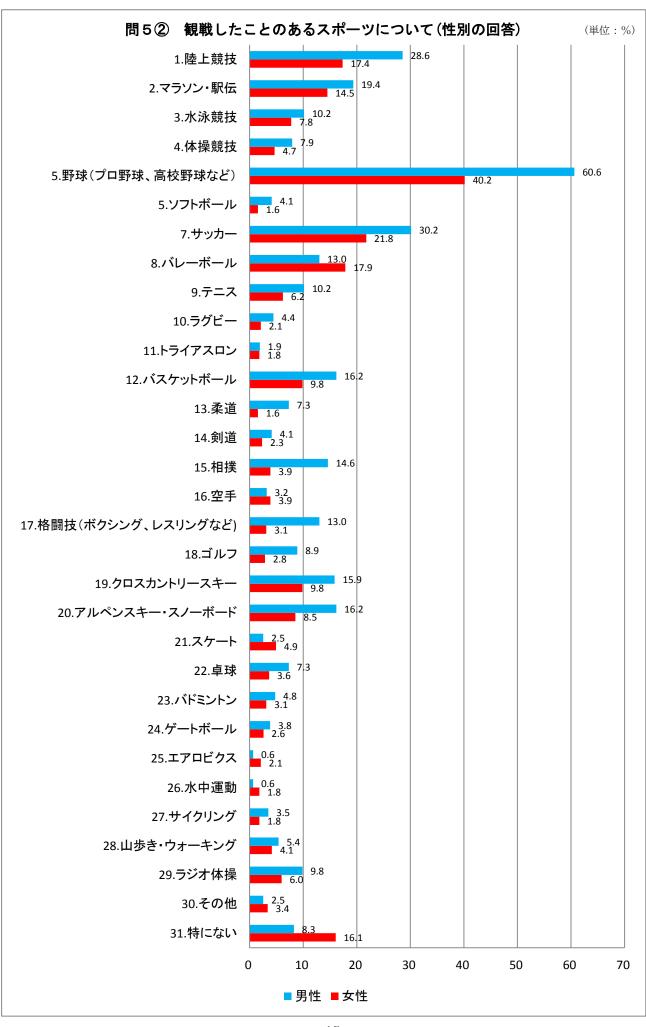




実際に観戦したスポーツについての市民アンケートでは、1位野球と答えた方が最も多く、以下 サッカー、陸上競技、マラソン・駅伝、バレーボールと続きます。

男女別では男女とも1位野球、2位サッカー、3位陸上競技となっています。

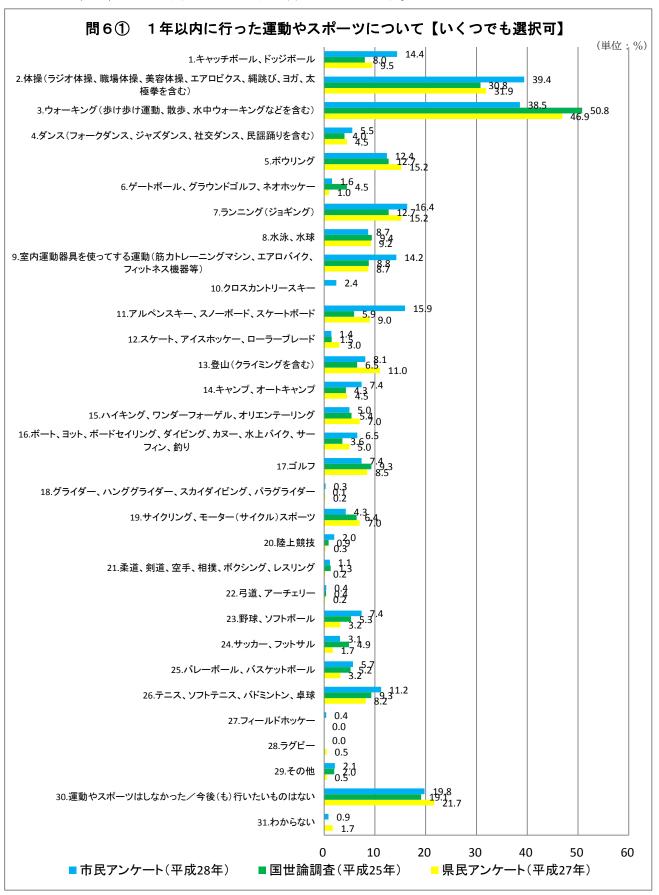


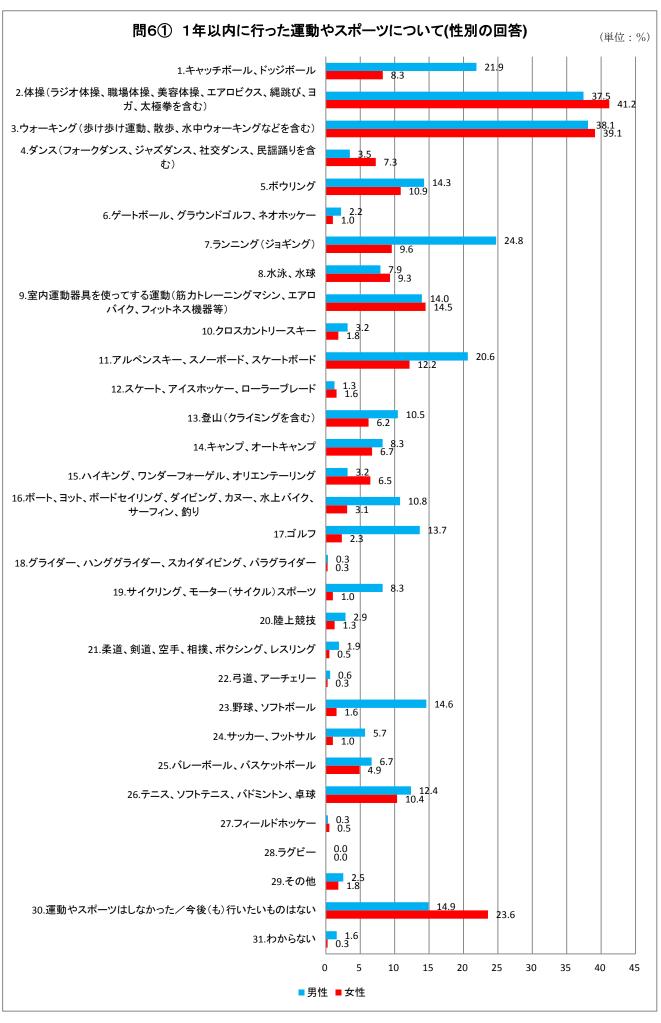


実際に自分が行っている運動やスポーツを聞いてみました。

市民アンケートによると、1位体操が最も多く、ほぼ同じくらいで2位ウォーキングが続き以下はランニング、アルペンスキー・スノーボード、キャッチボールと続きます。

男女別では男子が1位ウォーキング、2位体操、3位ランニングで、女子は1位体操、2位ウォーキング、3位室内運動器具での運動の順となっています。





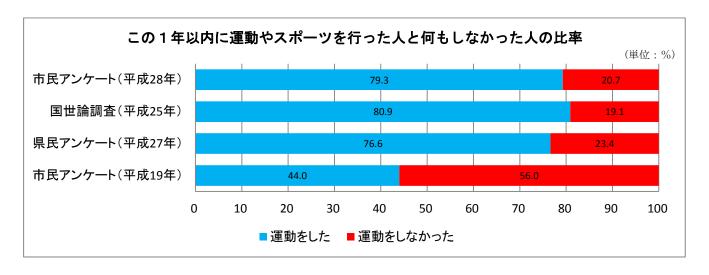
【現状と課題】

- 1 市民の多くが健康維持・増進に関する運動やスポーツに興味と関心を示しています。
- 2 競技スポーツや生涯スポーツについての情報提供に努め、2020 東京オリ・パラを見据え、それ以降も継続できる各種スポーツイベントを企画運営し、スポーツを通しての地域活性化とスポーツ 推進に取り組む必要があります。

(3) 運動やスポーツの実施状況について

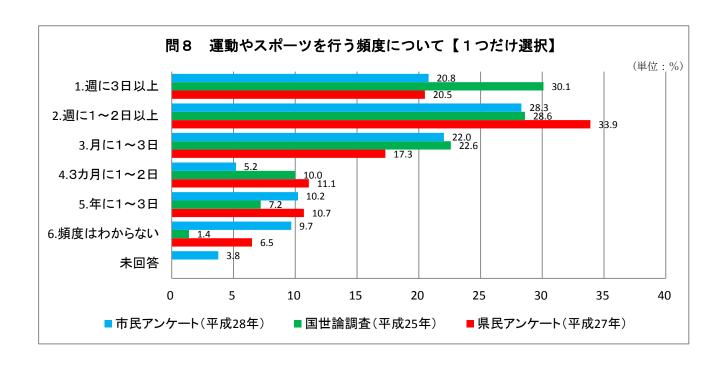
「この1年間に何らかの運動やスポーツを行った人」の割合は79.3%で、全国平均の80.9%とほぼ同じで、県平均の76.6%より少し上回っています。また、H19市民アンケートの44.0%を35ポイント上回っています。

国のスポーツ基本計画では成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数をゼロに近づけることを目標としています。市民アンケートによると、1年間で運動やスポーツを行わなかった人は20.7%となっており、国は19.1%で、新潟県は23.4%です。



スポーツ実施率の目標値について、国はスポーツ基本計画の中で成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)としています。また、新潟県では新潟県スポーツ推進プランで成人の週1日以上のスポーツ実施率の目標を50%以上としています。

今回の市民アンケートにおいては先の検証でも触れましたが、成人の週1日以上のスポーツ実施率は49.1%であり、週3日以上のスポーツ実施率は20.8%となりました。国の調査では成人の週1日以上のスポーツ実施率は58.7%であり、週3日以上のスポーツ実施率は30.1%で、新潟県は週1日以上のスポーツ実施率は54.4%であり、週3日以上のスポーツ実施率は20.5%となっています。また、H19年市民アンケートの成人の週1日以上のスポーツ実施率43.1%と比較すると6ポイントの増加となっていますが、運動をしている人が44.0%から79.3%と大幅に増加しているので、運動をした人のスポーツ実施率を乗じた場合は19.0%から38.9%と約20ポイントの上昇となります。この10年間で着実にスポーツ実施率が増えたと考えられます。



【現状と課題】

- 1 アンケート結果から着実にスポーツを行う市民が増えていますが、引続き運動やスポーツ実施率 を高めるため、市民への啓発活動を行い、運動やスポーツに対する関心・意欲を向上する必要が あります。
- 2 今後も引続き、「誰でも、いつでも、どこでも」、市民に広く運動やスポーツが行える場を提供できるよう、ソフト・ハード両面で環境を整える必要があります。



ノルディックウォーキング i n 吉田



十日町雪まつりツマリアンボール大会

(4) 学校における児童生徒の体力について

平成27年度全国体力テストの結果から小学校5年生・中学校2年生の男女において、ソフトボール (中学生はハンドボール) 投げ・立ち幅跳び・50m走・20mシャトルラン・反復横跳び・長座体前屈・上体起こし・握力の全種目において全国平均を上回っています。

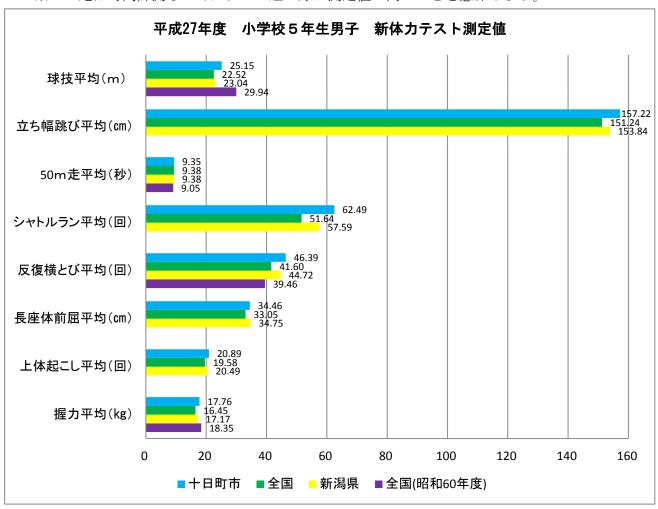
県平均との比較においても小学校5年男子の50m走・長座体前屈、中学校2年男子のハンドボール投げ・立ち幅跳び・長座体前屈、中学校2年女子の長座体前屈でわずかに劣っているものの、他の種目では全て県平均を上回っています。

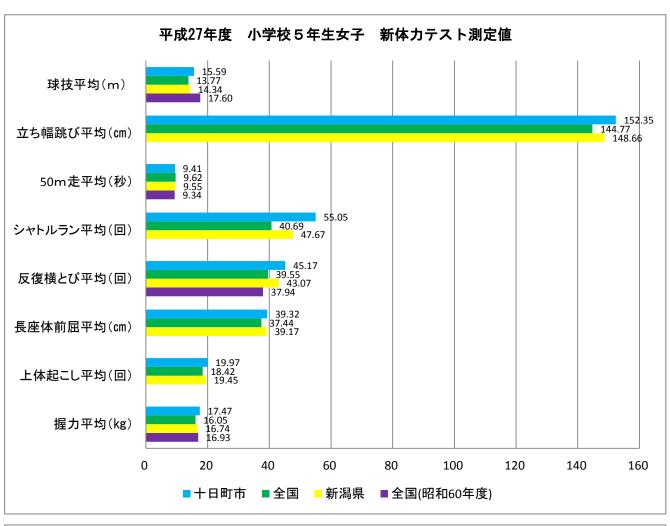
十日町市の小学校5年生・中学校2年生の体力は、全国上位と言えます。

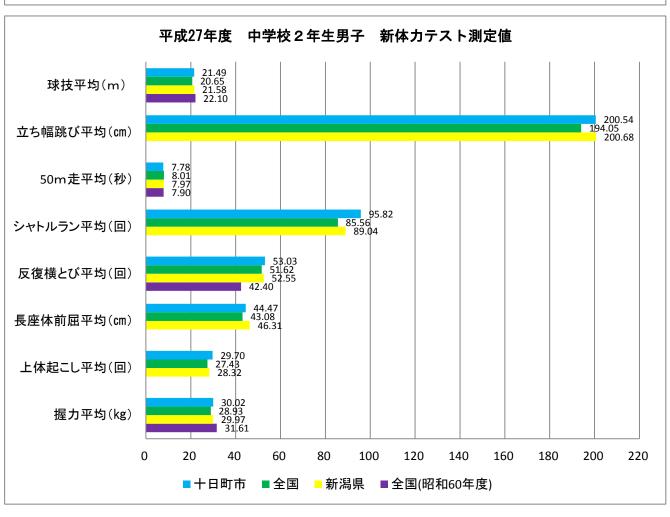
学校の取り組みとして、県の推進する「1学校1取組運動」を各学校が積極的に推進していることや、SAQトレーニング、冬期間のクロスカントリースキーなど年間を通して、運動に取り組める環境が整えられてきたことが体力向上に寄与していると考えられます。

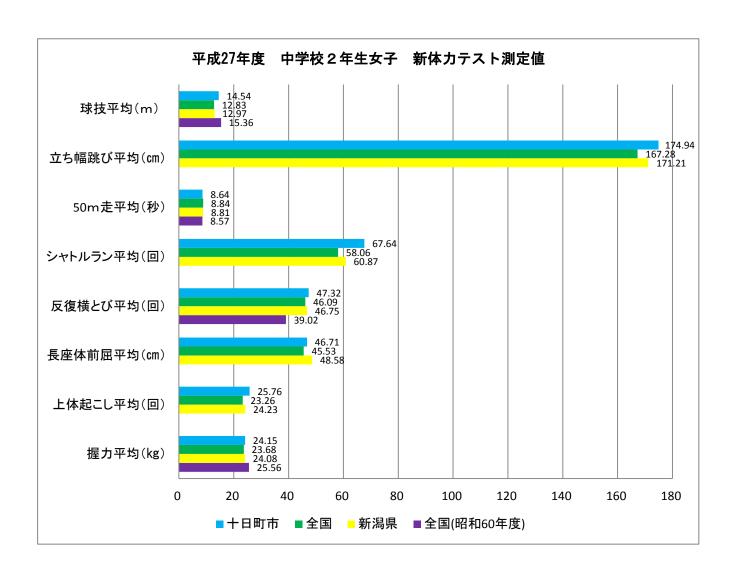
※平成27年度全国体力テストと比較出来る昭和60年度の種目は、ソフトボール(中学生はハンドボール)投げ・50m走・反復横跳び・握力の4種目です。

※50m走は時間計測なのでグラフの短い方が測定値の高いことを意味します。









都道府県上位との比較(8種目合計得点)

	•	小学校	5年	<u></u>	•	中学校2年生							
	男子	<u>-</u>		女子			男	<u>-</u>	女子				
順	県名	得点	順	県名	得点	順	県名	得点	順	県名	得点		
	十日町市	58.07		十日町市	60.98		十日町市	45.49		十日町市	53.88		
1	福井	57.74	1	福井	59.89	1	福井	45.48	1	福井	53.14		
2	茨城	56.31	2	茨城	58.95	2	茨城	45.08	2	茨城	53.13		
3	新潟	56.20	3	新潟	58.37	3	新潟	44.72	3	埼玉	52.88		
4	石川	56.07	4	秋田	58.27	4	石川	44.71	4	千葉	52.76		
5	秋田	56.00	5	埼玉	57.82	5	千葉	44.44	5	石川	51.48		

【現状と課題】

1 全体的に体力の数値は良くなっていますが、スポーツ少年団やスポーツ系の部活に所属する児童 生徒とそれ以外の児童生徒との体力差が広がっています。そのため、より自主的に運動に親しむ 習慣を育むために、引き続き各学校の特色を生かした「1学校1取組運動」等の推進を継続する ことが望まれます。

※「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

文部科学省で、昭和39年以来、国民の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を国民の体力の維持・ 増強や健康の維持・増進に資するとともに、体育・スポーツ活動の指導や行政上の基礎資料として活用する ために実施している調査です(平成27年度からは、スポーツ庁が行っています。)。

調査における実施種目は、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ハンドボール投げの8種目を行っています。(平成11年から体力テストの種目等が見直され、現在行われているものを「新体力テスト」と呼んでいます)

(5) 競技力の向上について

十日町市ではFIS公認吉田クロスカントリー競技場や第2種公認陸上競技場、2002日韓大会においてキャンプ地となったクロアチアピッチ等全国に誇れるスポーツ施設を有しています。

平成30年度(平成31年2月予定)には吉田クロスカントリー競技場において全国中学校スキー大会のクロスカントリー競技が開催されます。スキー競技、陸上競技に、市の施策として「競技力向上対策事業」を実施し、ジュニア層の競技力向上を図っていきます。

また、スポーツ関係すべての競技種目に、北信越大会以上に出場する選手、団体の強化・育成を 図るため、激励費を贈り競技力の向上を目指しています。

【過去5年間の全国大会以上に出場した選手数】

単位:人 (延べ人数)

開催年区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国大会	208	144	118	168	199
国際大会	1		3		4
合 計	209	144	118	168	203

【現状と課題】

- 1 2018年2月の平昌(ピョンチャン)冬季オリンピック、2020東京オリ・パラに向けて、全国大会・国際大会で優秀な成績を収めることができる選手を、計画的・継続的に育成する必要があります。
- 2 選手を育成できる優秀な指導者の育成が急務となります。



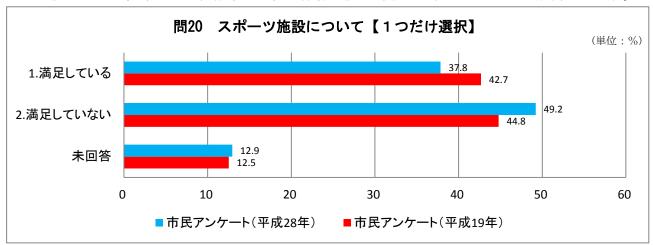
十日町長距離カーニバル



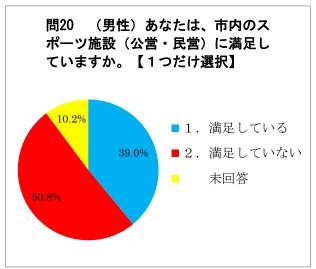
中里体育館竣工記念 柔道教室

(6) スポーツ施設の満足度について

市民アンケートで、市民のスポーツ施設の満足度について聞きました。十日町市には民営のスポーツ施設は少なく、今回の回答結果は公営の体育施設に対する回答がほとんどと推測されます。

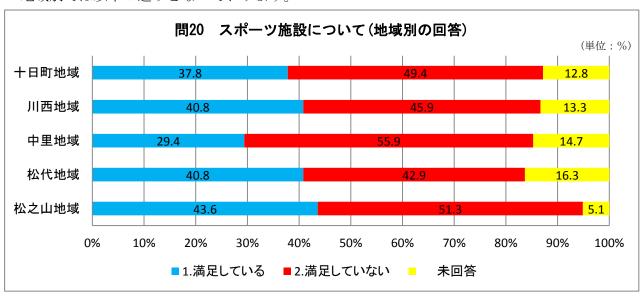


満足している人の割合が 37.8%で満足していない人は 49.2%となっており、男女別で見ると男性 の満足が 39.0%不満足は 50.8%で、女性の満足が 37.0%不満足は 47.9%となっています。



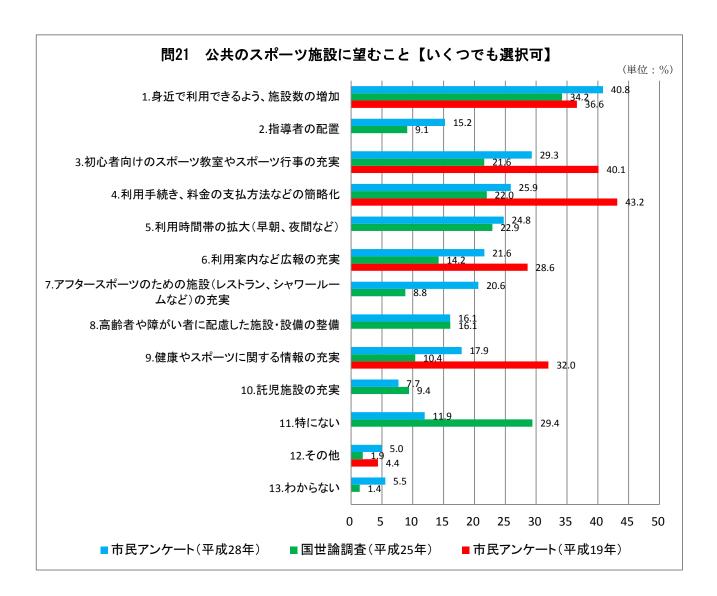


地域別では以下の通りとなっております。



また、公共のスポーツ施設に何を望みますかとの問いに対しては、以下の通りとなっています。

- 1位(40.8%)身近で利用できるよう、施設数の増加
- 2位(29.3%)初心者向けのスポーツ教室やスポーツ事業の充実
- 3位(25.9%)利用手続き、料金の支払方法の簡略化
- 4位(24.8%)利用時間帯の拡大(早朝、夜間など)
- 5位(21.6%)利用案内など広報の充実



【現状と課題】

- 1 十日町市内にある屋内体育施設、屋外体育施設の多くが昭和の後半、平成の前半に建設されており、建設後 20~40 年が経過し老朽化が進んでいます。
- 2 体育施設の耐震化と、計画的な改修や大規模な修繕工事が必要です。併せて施設利用が極端に少ない施設の統廃合を地域住民の合意のもとで計画的に進める必要があります。
- 3 初心者向けのスポーツ教室や行事が望まれています。また、利用手続き(料金支払方法)の簡略 化や利用時間帯の拡大が求められています。



中里体育館(なかさとアリーナ)



中里体育館竣工記念イベント



十日町市総合体育館



ジャパン・クロアチアフレンドシップハウス



当間多目的グラウンド (クロアチアピッチ)

2 重点的取組事項

(1) 地域でのスポーツ活動の充実

目的

市民の誰もが、生涯にわたって気軽にスポーツに取り組めるような環境を整え、市民の運動 やスポーツの習慣化を促進し、地域でのスポーツ活動の充実を図ります。

達成目標

・成人の週1日以上のスポーツ実施率(H28年度49.1%)を55%以上とします。(目標年次:平成38年度)

なお、第二次十日町市総合計画の前期基本計画ではスポーツ実施率を平成32年度までに50% 以上とする目標値を設定しています。

・1年間の内で運動やスポーツを1回も行わない市民を限りなくゼロに近づけます。

重点的取組事項

- ① 市民への啓発・機会の提供
 - ・気軽に参加できるノルディックウォーキングやグラウンドゴルフ等のスポーツ教室やイベントを推進し、誰でもスポーツに参加できる機会を提供します。
 - ・スポーツ指導者の養成、活用及び資質の向上を図り、スポーツ活動の充実を図ります。
 - ・幼児、児童生徒が、地域で楽しみながら運動でき、中高齢者が、気楽に運動できるような 場の提供を促進します。
- ② スポーツ関係団体の連携強化及び育成・支援
 - ・(一般社団法人) 十日町市スポーツ協会(以下「市スポーツ協会」という。) や単位協会、 十日町市スポーツコミッション(以下「スポーツコミッション」という。)、市スポーツ推 進委員会等の各団体と連携を深め、地域の多様なニーズに応じたスポーツ活動ができるよ うスポーツ関係団体の育成・支援を図ります。
- ③ 総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の育成・支援
 - ・総合型クラブ (特定非営利活動法人ネージュスポーツクラブ (以下「ネージュスポーツクラブ」という。)) の運営に必要なノウハウ等の情報提供や、ネットワークづくりを支援します。
 - ・総合型クラブの活動内容等について広く情報発信を行い、事業の周知を図ります。
 - ・マネジャー養成講習会等に参加する機会を提供し、クラブ運営にあたる人材の育成を行います。

(2) 児童生徒の体力向上

目的

次の時代を担う、心身ともに健康でたくましい児童生徒を育成するために、成長に合った適切な運動の普及に取り組み、児童生徒の体力向上を図ります。

達成目標

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(スポーツ庁)のすべての項目の数値が、全国平均を上回り、さらに、合計得点において全国上位を維持することを目指します。(達成年次:平成38年度)
- ・関係機関と連携を取り、児童生徒の体力が、もっとも高いとされている昭和60年頃の値を目指します。

重点的取組事項

- ① 学校の取組
 - ・新体力テストなどを用いて児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、「1 学校 1 取組」を推進します。
 - ・児童生徒が、年間を通して継続的、効果的に運動に取り組めるように教育活動を工夫します。
- ② 家庭における取組
 - ・子どもの体力・健康状態の現状や課題について家庭や地域との共有を図り、健康教育や食育を一層充実させるなど生活習慣の改善を図ります(「早寝、早起き、朝ごはん」等、はぐくみのまちづくり運動の推進を継続)。
- ③ 地域における環境整備
 - ・地域のスポーツイベントやスポーツ活動等の情報を提供することにより、放課後や休日等における計画的な運動やスポーツ活動ができるようにします。
 - ・市スポーツ協会や単位協会、総合型クラブ、市スポーツ推進委員会や民間のスポーツクラブを中心として、各地区でのイベント・教室の開催など工夫しながら、身近で気楽に参加できる環境づくりに努めます。
 - ・運動能力の向上のため子どもたちやスポーツ指導者を対象とした、神経系トレーニング (コーディネーショントレーニング) を取り入れた教室を開催します。

(3) 競技力の向上

目的

当市の競技スポーツの牽引役となるとともに、市民に大きな夢と感動を与える、県、全国、世界で活躍できる選手の育成と競技力の向上を図ります。

達成目標

- ・県大会で活躍し、全国大会以上への出場選手を年180人以上とします。(目標年次:平成38年度)
- ・一貫指導体制による選手の育成・強化及び活動基盤の整備・拠点化の推進を図ります。

重点的取組事項

- ① 選手の育成・強化の推進
 - ・ジュニア強化選手の育成や優秀な指導者確保により、競技力の向上に取り組みます。
 - ・市スポーツ協会や総合型クラブ、小学校・中学校体育連盟、企業等のスポーツ関係団体の体制の 強化に取り組みます。
- ② 選手の育成・強化活動の支援
 - ・スポーツ関係団体が、計画的に実施する合宿等での、選手の育成・強化活動を支援します。
 - ・スポーツ関係団体の連携により、全国大会や国際大会で活躍する選手の遠征等の強化活動を支援 します。

(4) スポーツを通した地域の活性化

目的

2020東京オリ・パラに向けて、国から認定を受けたホストタウン事業を推進することでスポーツを通した活力ある元気なまちづくりを目指します。

スポーツ施設や豊かな自然を活用して、本市の知名度向上とイメージアップにつながるスポーツイベントの誘致・開催等を積極的に推進することで、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。

達成目標

- ・各種スポーツイベントの実施により、市外からの利用団体数と利用者数を増加させ、スポーツ交流 人口を含めた年間のスポーツ施設利用者数 42 万人の実現を図ります。(目標年次:平成 38 年度) なお、第二次十日町市総合計画の前期基本計画では、平成 32 年度までに 42 万人とする目標 値を設定しています。
- ・2020 東京オリ・パラを見据え、十日町市の食・名湯・大自然といった特色を前面に出して事前キャンプ誘致の活動を促進し、年間のスポーツ合宿者数を 15,000 人とします。(目標年次:平成 38 年度) なお、第二次十日町市総合計画の前期基本計画では、平成 32 年度までに 15,000 人とする目標値を設定しています。

重点的取組事項

- ① スポーツ合宿とスポーツイベントによる地域の活性化
 - ・(公益財団法人)日本オリンピック委員会(JOC)(以下「JOC」という。)指定強化施設である「桜花レスリング道場」、2002日韓大会でクロアチア代表チームがキャンプを実施した「クロアチアピッチ」、全天候型の「第2種公認陸上競技場」を中心に、地域の特色を活かしたスポーツ合宿ができる施設の整備を促進し、情報を発信します。
 - •「FIS公認吉田クロスカントリー競技場」を通年利用できる施設として整備活用し、市内外に情報発信することで誘客を促進します。
 - ・毎年定着しているスポーツイベントを更に魅力ある情報として発信し、市外からの交流人口の増加を目指し、併せて地域の活性化を促進します。
- ② ホストタウン事業の推進とスポーツイベントの誘致・開催
 - ・クロアチア共和国のホストタウンとして国から認定を受けたホストタウン事業をスポーツ・文化・ 経済部門で民間団体と連携して進めていきます。
 - ・市スポーツ協会や単位協会等と連携を図りながら、情報の収集や中央競技団体等への要望・陳情を行うなど、スポーツイベント誘致に積極的に取り組みます。
- ③ プロスポーツとの交流
 - ・地域密着型のプロチームの招へいを推進し、観戦の機会の提供や地域とチームとの交流を通して、 夢と感動を得られるような機会を増やします。
- ④ スポーツコミッションの育成・支援
 - ・スポーツコミッションの運営に必要なノウハウ等の情報提供や各種団体とのネットワークづくり を支援します。
 - ・スポーツコミッションの内容等を広く情報発信し、事業の周知を図ります。

第3章 総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1 生涯スポーツの推進

(1) 地域でのスポーツの推進を目指して

市民一人ひとりが年齢や性別、障がいの有無を問わず、目的に応じて、「誰でも」「いつでも」「どこでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ」を推進するため、地域にあったスポーツの推進に取り組みます。

十日町地域では各単位協会主催の地区民運動会やスポーツイベントが数多く行われています。特に年明け2日に行われる十日町新雪ジョギングマラソン大会はH29年で38回を迎え、H29年は全国各地から661名の過去最高の参加者数となりました。

川西地域では、かわにし卓球連盟主催の「川西元旦卓球大会」が平成29年で32回目を数え歴史ある大会となっています。元日に毎年市内外から200人以上の参加者が顔をそろえ、新年のあいさつとともに熱い戦いを繰り広げています。

中里地域では、「ネオホッケー」というニュースポーツを長年取り組んでいます。危険を伴う行為を規制して、「みんなで楽しめるスポーツ」として、昭和62年から住民の健康増進や親睦を図るために始めました。平成27年には全国シニアネオホッケー大会を新しく出来た中里体育館で実施しました。

松代地域の「ロ・マン24」は、地域住民が気軽に参加でき、地域おこしにつながる手づくりのイベントです。参加選手や地域住民は親しみを込めて「ロ・マン24」と呼んでいます。24時間たすきをつないで走り続けるこの大会は県内外の老若男女が参加し平成28年度で26回目の開催となりました。

松之山地域では平成28年度で40回目を迎えた湯鳥大運動会を開催しています。生涯スポーツとして5地区対抗で参加者は勝利を目指して熱戦を繰り広げます。また、秋には体力に応じて走る距離を設定できる湯鳥駅伝や健康マラソンを開催し子供から高齢者まで楽しみながら体力づくりを行っています。

スポーツ交流として、十日町市は埼玉県新座市や埼玉県和光市との交流を続けています。新座市とは昭和61年3月から新座市スポーツ少年団と十日町市スポーツ少年団(当時は中里村スポーツ少年団)で親睦を図り、中里地域の交流として継続し平成28年で33回目を迎えました。夏季(7月)に新座市を訪問し、冬季(3月)は、なかさと清津スキー場でスキー交流を行っています。

和光市とは平成16年8月に和光市と十日町市とで防災協定を結び、同年10月に起きた中越大地震を契機としてサッカー交流を開始しました。平成28年で14年を迎え7月と3月にお互いの市の小学生サッカーチームが行き来しながら交流大会を開催しています。

現状と課題|

- 1. 平成18年10月に「スポーツ健康都市」を宣言し、スポーツを通した体力づくりと健康増進を推進してきました。この10年間で市民の運動やスポーツに取組む姿勢は着実に進んでいますが運動に親しむ機会のより一層の充実が求められています。
- 2. 市民アンケートの運動やスポーツを始めた理由として多かったのは、1位「健康・体力づくりの ため」2位「楽しみ・気晴らしのため」3位「運動不足を感じるから」となっており国、県も同 様な結果となっています。「誰でも」「いつでも」「どこでも」広くスポーツに親しめるよう、

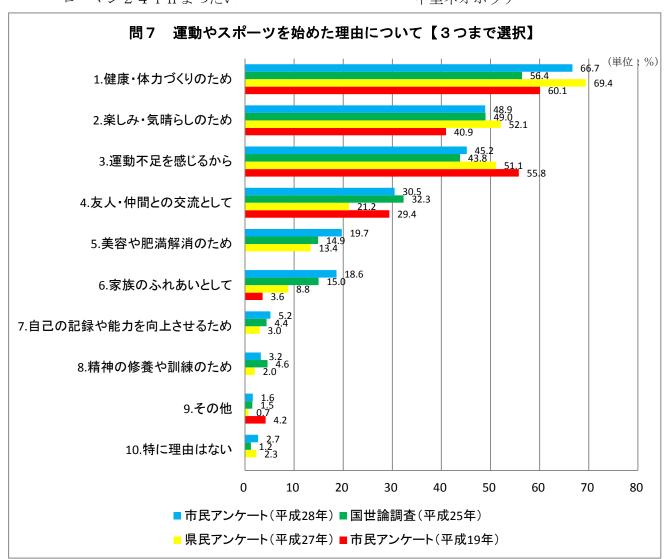
- 地域スポーツ活動の普及や障がい者へのスポーツ活動機会の提供など様々なスポーツ環境を整えることが必要です。
- 3. 少子高齢化が進み、生活様式が多様化する中で、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されています。また、生活習慣病等が増加している中、生涯にわたり自分に合った運動やスポーツを継続的に取り組む必要があります。





ロ・マン24inまつだい

中里ネオホッケー

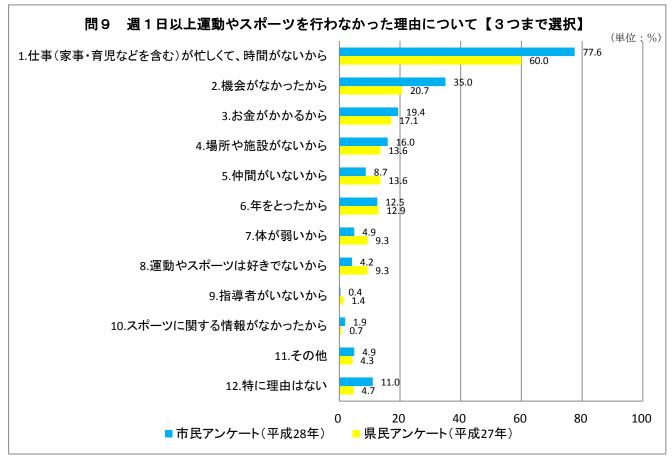






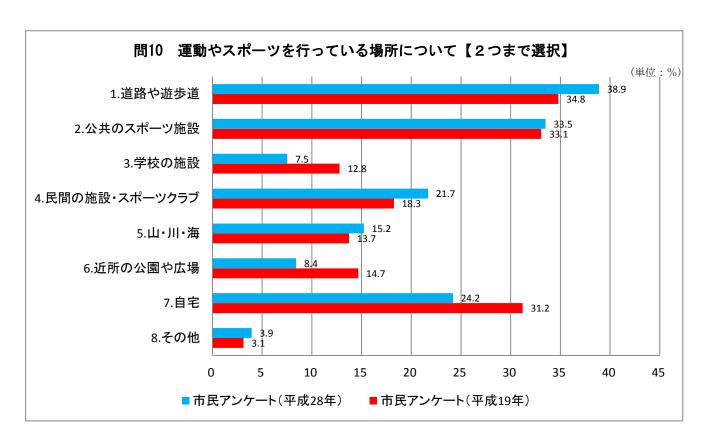
松之山湯鳥運動会

川西元旦卓球大会





第60回新潟県中学校スキー大会



施策の展開

- スポーツの地域における現状と課題を把握し、市民一人ひとりの自主的・主体的な取り組みや、 行政、スポーツ関係団体それぞれの役割を明確にすることで、生涯スポーツの充実を図ります。
- スポーツの「誰でも」「いつでも」「どこでも」運動やスポーツを行えるようスポーツ環境を整備 し、市民のスポーツ実施率の向上に取り組みます。
- スポーツに親しむ市民を増やすため、年代や技術レベルに関係なく誰もが楽しめる運動やニュースポーツ等の普及を推進するとともに、スポーツ教室やスポーツ交流大会などの開催を促進します。
- 生活習慣病の予防や、高齢者の寝たきり予防などの健康づくり運動と連携した運動教室やスポーツの普及を推進します。

【主要事業】スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員活動事業

学校体育施設開放事業

十日町地域スポーツ振興事業

川西地域スポーツ振興事業

中里地域スポーツ振興事業

松代地域スポーツ振興事業

松之山地域スポーツ振興事業

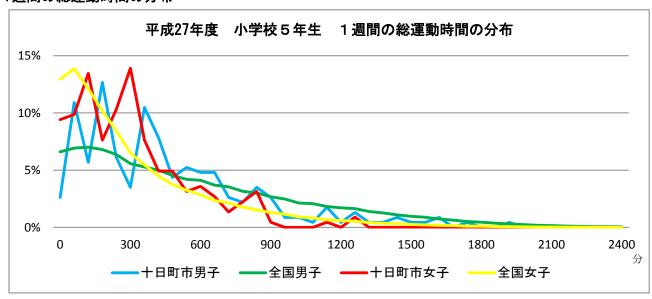
(2) 子どもたちが運動やスポーツに親しむために

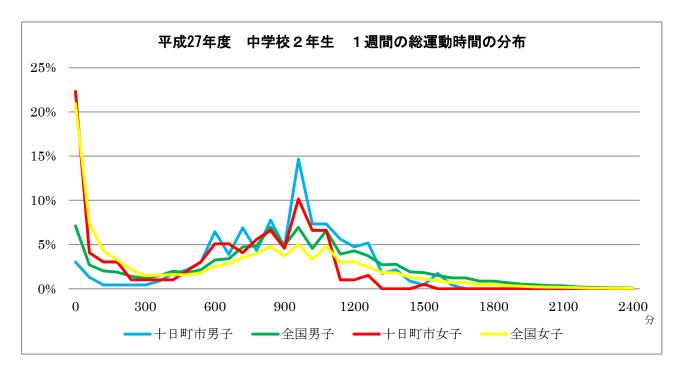
学校、家庭、地域が連携して児童生徒の健康維持・増進を図り、子どもの頃から運動やスポーツに親しみ、地域ぐるみで子どもたちの体力向上を推進します。

現状と課題

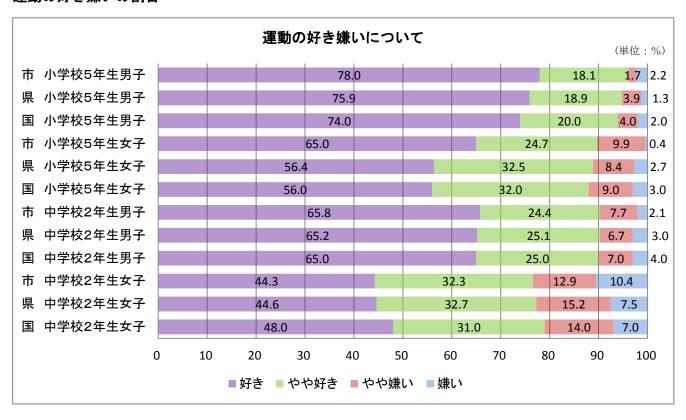
- 1. 平成27年全国学力テストの結果を見ると、十日町市における児童生徒の体力・運動能力は着実に向上しています。しかし、児童生徒の体力が最も高いとされている昭和60年頃の値や全国平均に達していない種目があることや積極的に運動をする児童生徒とそうでない児童生徒の2極化や基本的な生活習慣の乱れ等が課題となっています。
- 2. 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの体力向上と丈夫な体づくりの基礎として、健全な食習慣の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

1週間の総運動時間の分布

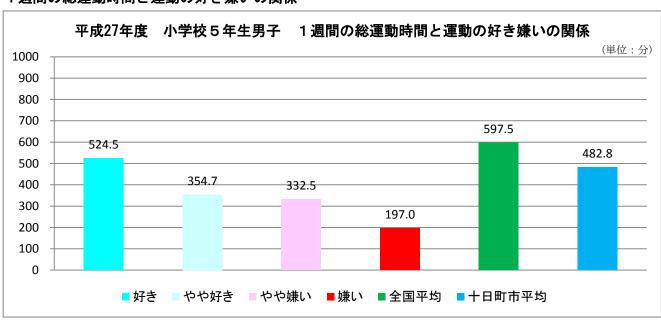


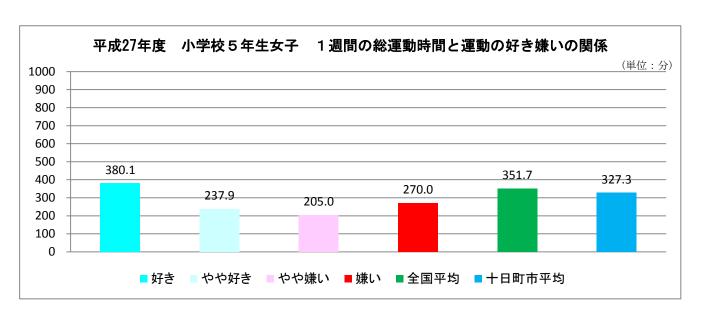


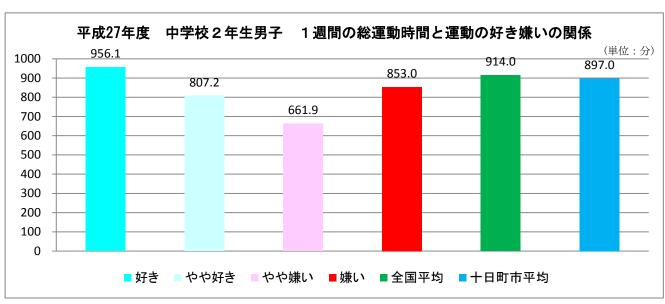
運動の好き嫌いの割合

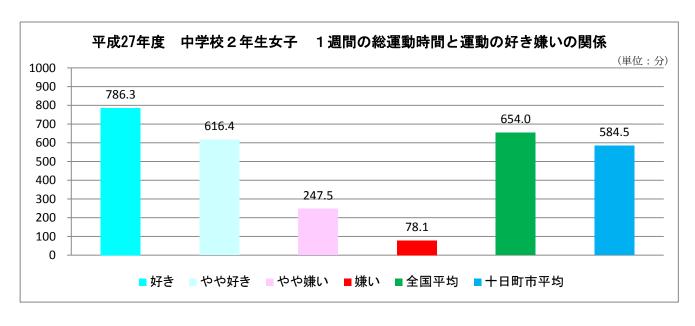


1週間の総運動時間と運動の好き嫌いの関係









この結果から、運動が好きな児童生徒は、1週間の総運動時間も多いことがわかります。

① 子どもたちの体力づくり

施策の展開

- 子どもの体力低下への対応として、市スポーツ協会や総合型クラブをはじめとしたスポーツ関係 団体による幼児期からの適正な基礎運動の普及強化に努めます。
- 子どもたちが成長に適した運動やスポーツを行うことにより、体を動かす楽しさや喜びを味わう ことができるよう、研修などにより指導者の資質向上や指導方法の改善に努めます。
- 子どもたちが運動やスポーツに楽しみながら自発的に取り組めるよう、学校、家庭、地域、行政 が連携して、運動やスポーツ環境の整備に努めます。
- バランスのとれた食生活など、家庭での食に対する取り組みを中心に、保育園、認定こども園(幼稚園)、学校、地域などのあらゆる場面での食育を推進し、子どもの丈夫な体づくりを推進します。

② 運動やスポーツを推進するために

施策の展開

- 運動やスポーツに親しむことにより、体を動かす楽しさや喜びを味わうことのできる機会を積極的に設け、生涯スポーツへつながるように子どもの時から運動やスポーツの習慣化を図ります。
- 中学校運動部活動の支援については、「スポーツエキスパート活用事業」を実施して、学校と地域 指導者の連携により競技力の向上と生徒の健全育成を目指します。また、小学生から中学・高校生 まで一貫した指導体制の確立を図ります。
- 子どもの時から運動やスポーツに親しめるように、地域スポーツ・生涯スポーツの推進役である 市スポーツ推進委員会の活用と資質の向上を図ります。



スポーツ少年団結団式



2016 リオパラリンピック 夏季北信越・全国大会出場選手激励壮行会

【主要事業】スポーツ推進委員活動事業 学校体育施設開放事業 十日町市全域スポーツ振興事業 十日町地域スポーツ振興事業 川西地域スポーツ振興事業 中里地域スポーツ振興事業 松代地域スポーツ振興事業 松之山地域スポーツ振興事業

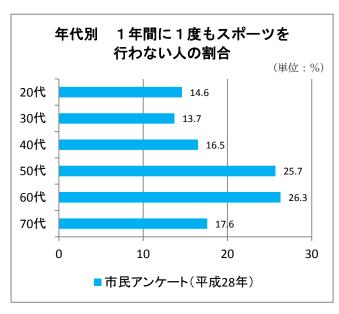
(3) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

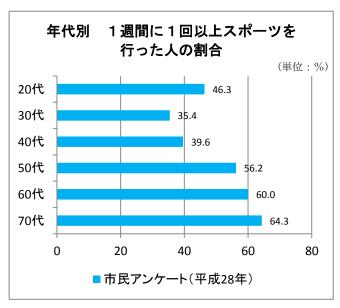
市民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送るためには大変重要なことです。ライフステージに応じた興味・関心・適性に応じてスポーツ活動に参加できる環境の整備を行います。

市民が健康で元気に暮らせるよう、運動やスポーツを通して働き盛り世代からの生活習慣病の予防や高齢者の介護予防などを行い、健康づくりを推進します。

現状と課題

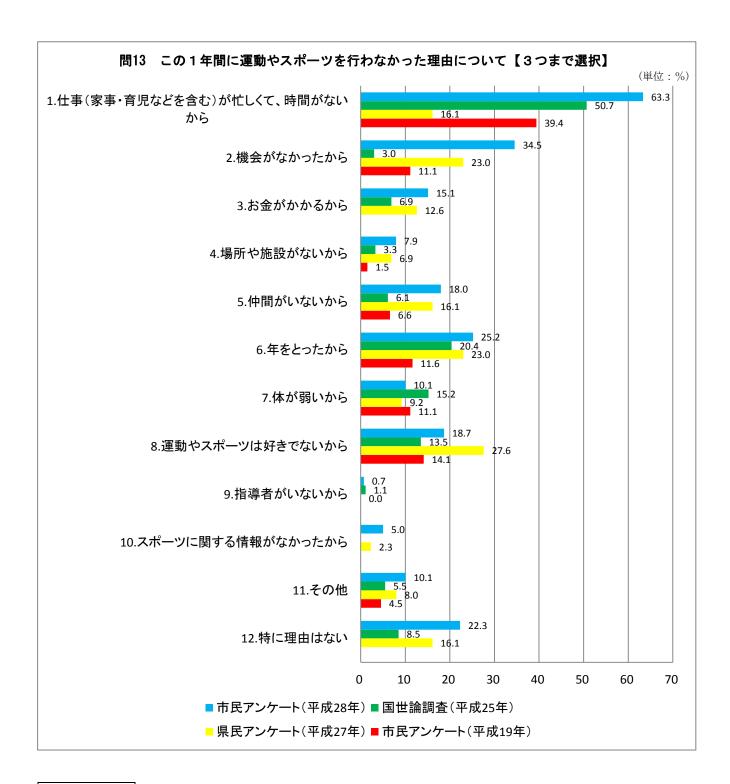
- 1. 市民アンケートにおいて1年間に1度も運動やスポーツを行わなかった理由について聞いた ところ、「仕事(家事・育児などを含む)が忙しくて時間がないから」という回答が一番多く、 年代別の成人の割合は50代以上が多くなっています。
- 2. 市民アンケートのスポーツ実施率を年代別にみると、30代、40代が他の世代と比べて低くなっていますが、50代以上は年代を追うごとに高くなっています。
- 3.50代以上のスポーツ実施率を上げながら、30代40代の市民からは継続的なスポーツ・運動習慣の実施が望まれます。
- 4. 本市では国、県平均を大きく上回るペースで高齢化が進行していることから、健康寿命を伸ばす 取り組みが必要です。
- 5. 働き盛り世代や高齢者の運動やスポーツへの取り組みについて行政では、保健・福祉部門、生涯スポーツ部門それぞれが支援していますが、健康づくりに関しては「生きがいづくり」という観点からも、各部門が連携を図る必要があります。





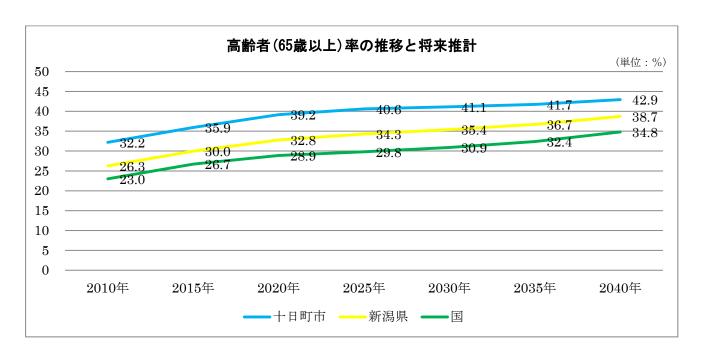


第69回新潟県高等学校総合体育大会スキー大会



施策の展開

- 市役所内部の関係機関と連携を取りながら、総合型クラブの各種プログラム教室を支援します。
- 高齢になっても住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できるよう、生活習慣病予防や介護予防 等に効果的な運動を普及し、運動やスポーツに取り組む働き盛り世代や高齢者を増やします。
- 健康運動指導士会や市スポーツ協会、総合型クラブ等の関係団体等と連携し、働き盛り世代や高齢者が自分に合った運動やスポーツを継続的に取り組めるよう支援します。



国立社会保障・人口問題研究所日本の将来推計人口(平成24年1月推計)『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』

◎本市では、平成28年4月には3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。(高齢化率 35.9%)

【主要事業】十日町市全域スポーツ振興事業

学校体育施設開放事業 競技力向上対策事業 スポーツエキスパート活用事業 スポーツ推進委員活動事業



NHK夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会(平成27年8月)

(4) 障がい者スポーツを身近なものにするために

障がいのある人とない人が相互の理解を深め、障がいのある人の障がい態様に応じた身体機能の維持・回復、生き甲斐の創造、社会参加意欲の高揚等を図るためのスポーツ活動を普及促進します。

また、その人の障がいの態様に応じてスポーツや運動を気軽に楽しめるような環境づくりに取り組 みます。

現状と課題

- 1. 本市の体育施設は玄関スロープやエレベーター等、障がいのある人に配慮はしているものの、障 がいの態様が多岐にわたることから、まだまだ、体育施設が障がいのある人にとって利用しやす い環境にあるとはいえません。
- 2. 運動やスポーツは、障がい者スポーツサークルの活動や福祉施設利用者を中心とした運動教室と して取り組まれていますが、障がいのある人が参加できる場は著しく不足しています。障がいの ある若い世代の多くの人達は、仲間と共にスポーツや運動をすることを望んでいます。
- 3. 障がい者の競技スポーツは、国・県の大会に出場する選手がいるものの、競技種目も限定されて おり、参加する選手も少ない状況です。

施策の展開

- 障がいのある人が、体育施設を利用し易い環境づくりを進めます。
- 障がいのある人が、スポーツサークルやスポーツ教室、スポーツ交流会に参加するなど、より身 近な地域で気軽にスポーツを楽しむ機会をつくります。
- 障がい者スポーツを支える指導者や支援者 (スポーツボランティア)を育成します。
- 「各種障がい者スポーツ大会」に向けて、市民の障がい者スポーツへの関心を高めるとともに、 選手の育成を図り、地域への浸透を図ります。







※ 各種障がい者スポーツ大会(主なもの)

- パラリンピック:国際パラリンピック委員会が主催する主には運動機能(視覚障がい者含む)障がい者を 対象とした世界最高峰のスポーツ競技大会です。オリンピックと同じ年に同じ場所で開 催されます。
- **全国障害者スポーツ大会**:国民体育大会に併せて行なわれる、障がい者のスポーツ大会です。

新潟県では、平成21年の「国民体育大会(トキめき新潟国体)」終了後に、 「全国障害者スポーツ大会(トキめき新潟大会)」が開催されました。

新潟県障害者スポーツ大会:県で開催している、障がい者のスポーツ大会です。

【主要事業】十日町市全域スポーツ振興事業(スポーツ振興重点実施事業)

(5) スポーツボランティア活動を暮らしの中に

スポーツを楽しみ、競技スポーツで技量を磨くためには、常にそれらを支える人々が必要です。 市民のスポーツ活動を推進するために様々な形でスポーツに関わり、支える人材を育て、その輪 を広げていきます。

現状と課題

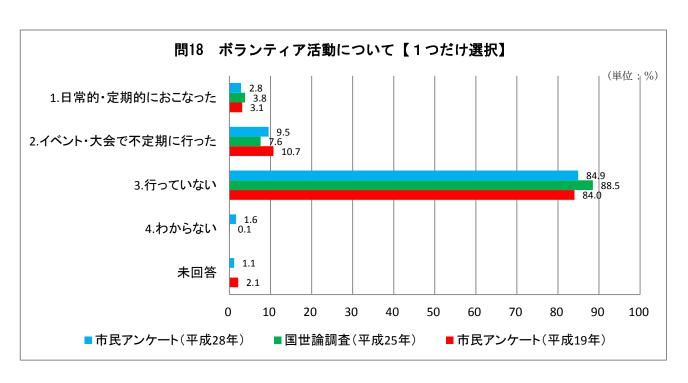
- 1. 2002日韓大会時のクロアチア代表キャンプでは、1,100人を超えるボランティアが参加しました。 現在は「クロアチアカップ」などサッカー大会やプロチームのトレーニングキャンプ及び全国規 模のスキー大会などでボランティアが活躍しています。
- 2. 市民アンケートのボランティア活動の参加状況は「行っていない」市民が圧倒的に多く84.9%となっています。しかし、この数字は十日町市に限らず国ではさらに多い88.5%となっています。
- 3. ボランティアを続ける動機(複数回答)についての回答は、好きなスポーツの普及・支援(31.6%)、出会い交流の場(28.7%)、地域での居場所、役割、生きがい(26.0%)と続きスポーツ・ 運動を通じての交流や絆が感じられます。スポーツボランティア活動に対する関心を持てるよう な取り組みが必要です。

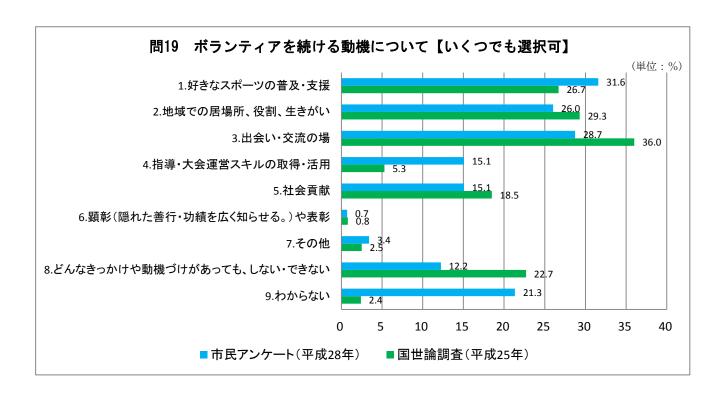


新雪ジョギングマラソン大会餅つき



障がい者スポーツ指導員研修会





施策の展開

- スポーツボランティアの活動内容や募集情報等を広く紹介することにより、ボランティア参加者 の拡大を目指します。
- ボランティア経験者の継続的な活動を推進するため、ボランティアに参加しやすいような環境を 整備し、ボランティア活動の支援に努めます。
- ホストタウン事業や2020東京オリ・パラへ向けての事前キャンプやスポーツ合宿、各種イベントでのボランティア組織構築・養成に取り組み、スポーツボランティア活動の一層の推進を図ります。

【主要事業】スポーツ推進委員活動事業

十日町市全域スポーツ振興事業(市民スポーツ大会)

2 競技力の向上

(1) 競技スポーツの強化のために

2014 ソチ冬季オリンピックスキー競技で十日町市初の冬季オリンピック選手3名や2016 リオパラリンピック選手1名をはじめ、数多くの全国大会出場選手を輩出しています。引き続きスキー競技や陸上競技など、数多くの競技から全国大会レベルの選手を育てる強化対策と競技力向上の支援が必要とされています。

競技選手の強化育成と底辺の拡大を図り、各種大会での上位入賞を目指すための支援を行います。

現状と課題

- 1. 競技スポーツにおいては、種目を指定して強化を図ってきましたが、継続的な選手の強化育成とともに、指定種目以外の競技水準の向上と底辺の拡大を図ることが必要です。
- 2. 本市の競技スポーツの水準は競技種目によって、全国・国際大会出場者に差異が見られます。

3. 本市での全国大会等の開催を通して、ジュニアから成年まで一貫指導体制により選手を育成・強化するなど、計画的な競技力向上に取り組む必要があります。

施策の展開

- 競技水準の向上と底辺の拡大を図るため、市スポーツ協会の組織基盤を強化するとともに、各単位協会の人材活用を図ります。特にジュニア選手の育成・強化を図り、一貫した指導体制の確立に努めます。
- 競技力の向上を図るため、市の「競技力向上対策事業」新潟県の「エキスパート活用事業」など の効果的な支援により競技団体の運営・指導体制を強化します。

【主要事業】十日町市全域スポーツ振興事業 競技力向上対策事業 スポーツエキスパート活用事業

(2) スポーツ関係団体との連携強化

スポーツ競技力の向上にはスポーツ関係団体の連携・協力が必要です。市スポーツ推進委員会、 市スポーツ協会、総合型クラブ、スポーツコミッション、小学校体育連盟、中学校体育連盟等のスポーツ関係団体の連携を強化します。

現状と課題

- 1. 本市はクロアチアピッチ、第2種公認陸上競技場、FIS公認吉田クロスカントリー競技場等 体育施設が充実しています。
- 2. 陸上、相撲、空手、スキー等毎年多くの小中学生、高校生、一般成人が全国大会へ出場しています。
- 3. 横の連携(各地域、各競技間)や縦の連携(小学校、中学校、高等学校等)が取れる協力関係 が必要と考えます。

施策の展開

○ 競技水準の向上と底辺の拡大を図るため、市スポーツ推進委員会や市スポーツ協会・単位協会、 総合型クラブ、スポーツコミッションの組織を強化すると共に、小学校体育連盟・中学校体育連 盟との連携を深め、人材活用を図ります。

【主要事業】競技力向上対策事業

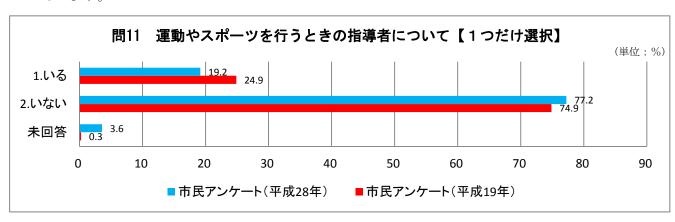
スポーツエキスパート活用事業 スポーツ派遣費補助事業

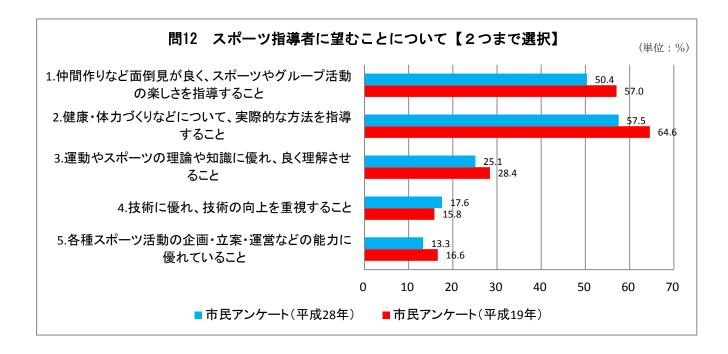
(3)スポーツ指導者育成のために

全国大会、国際大会で活躍するには選手個々の技量を磨くことはもとより、その選手を適格に 指導するスポーツ指導者が欠かせません。小学校、中学校の児童生徒数が減少し、チームスポー ツが減少する状況ではありますが、十日町市の里山や起伏の激しい棚田の農道等自然を利用し、 第2種公認陸上競技場やFIS公認吉田クロスカントリー競技場等の施設を活用し競技スポーツ 向上のためにスポーツ指導者の育成が急務です。

現状と課題

- 1. 指導者については、生涯スポーツでは市スポーツ推進委員会が、競技スポーツでは市スポーツ協会や単位協会が各種研修で資質の向上を図っています。
- 2. 競技スポーツでは、専門的に指導できる指導者が不足しているケースが多く、競技の普及や競技力の向上のため、専門的な指導者を幅広く育成する必要があります。
- 3. 情報提供の不足や活用体制の未整備などにより、有資格指導者や選手などが、継続的・安定的に 活動できる場としての受け皿が少ない状況にあります。
- 4. 総合型クラブなどでは、スポーツに関する専門的な知識やノウハウを有する人材の活用が図られています。





施策の展開|

- スポーツ推進委員がそれぞれの地域で生涯スポーツの推進役として、スポーツ教室などの実技指導や助言にあたります。また、多様な市民ニーズに応えるため、指導者の各種研修会への参加により、一層の資質の向上を図り活動内容の充実に努めます。
- 優秀な指導者を教育機関や関係団体などとの連携を図るなかで発掘し、登録制度の充実と活用を 含めた条件整備を進めます。
- 指導者に関する様々な情報の収集・提供体制を整備し、指導者に関する情報交換を密にすることにより、指導者が活動しやすい環境をつくります。

○ 指導者を継続的・安定的に活用するため、地域スポーツクラブや公共スポーツ施設等での 指導者活用の場の確保に努めます。

※ スポーツ推進委員

地域住民へのスポーツ指導をはじめ、地域のスポーツ活動における組織づくりや企画運営などについての指導や助言、協力などを行う地域のスポーツ施策を推進する人材のことです。非常勤の公務員として市教育委員会が委嘱することとしており、住民ニーズを踏まえた地域スポーツの推進者としての役割が求められています。

【主要事業】十日町市全域スポーツ振興事業 スポーツ推進委員事業

3 スポーツを通した地域の活性化

(1) ホストタウン事業の推進

国では、2020 東京オリ・パラの開催により、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・ 文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振 興等に資する観点から、「ホストタウン構想」を推進しています。

十日町市は平成28年1月にクロアチア共和国のホストタウンとして国の認定を受けました。 このホストタウン事業は平成28年12月の第三次登録時点で全国138団体、新潟県内では十日町 市を含め5団体が登録されています。

十日町市は民間団体と協働してプロジェクトチームを組織し、スポーツ、文化、経済交流の3 部会で2020東京オリ・パラに向けて活動を展開していきます。



クロアチアホストタウン事業キックオフイベント



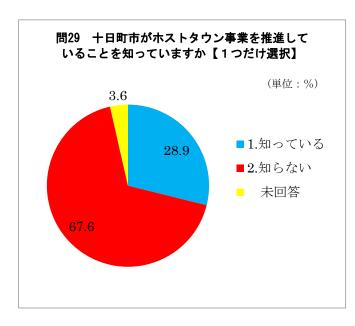


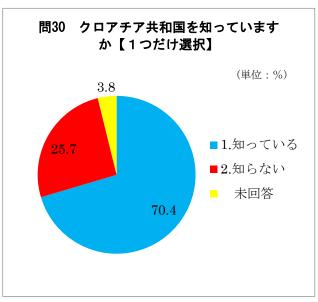
ホストタウン事業キックオフ

ブラジェンカ大使夫人によるクロアチア料理講習会

現状と課題

- 1. 市民アンケートでのホストタウン事業の認知度は「知っている」が 28.9%に対して「知らない」が 67.6%となっています。アンケート配布回収時期が平成 28 年 10 月であり、7月のクロアチアウィーク 9、10 月のクロアチアフェスタを行っていたにもかかわらず約 7割の方が実施を知らなかったことになります。
- 2. クロアチア共和国の認知度については「知っている」が 70.4%で「知らない」の 25.7%を大きく上回っています。十日町市合併前の 2002 日韓大会以降続いているクロアチア共和国との交流であるため旧十日町市以外の地域への事業展開が必要です。





施策の展開

- 2020 東京オリ・パラに向けたホストタウン事業についてクロアチア在日大使館と連携しながら、 スポーツ・文化・経済の各分野において事業を実施します。
- 平成28年度に実施した「クロアチアウィーク」「クロアチアフェスタ」等を定着させ、市民が 参加し、お互いの経済効果が図られるよう事業を推進します。
- 文化交流については、クロアチア共和国の歴史・文化を知る授業の実施や学校給食でのクロア チア料理の提供を継続します。
- ホストタウン事業の各種イベント開催地を旧十日町市以外の地域へ広げていきます。



クロアチアホストタウン推進事業キックオフクロアチア代表U17 歓迎レセプション



クロアチアU17VS十日町選抜親善試合



クロアチアワイン試飲会



国際ユースサッカー i n 新潟 クロアチアU17 応援バスツアー



十日町産業フェスタでのクロアチアブース

【主要事業】クロアチアピッチ活用事業 ホストタウン推進事業(企業版ふるさと納税)

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み

十日町市では2020年東京オリンピックに向けて「サッカー」「陸上」「柔道」「卓球」の4種目について事前キャンプの候補地として立候補しています。

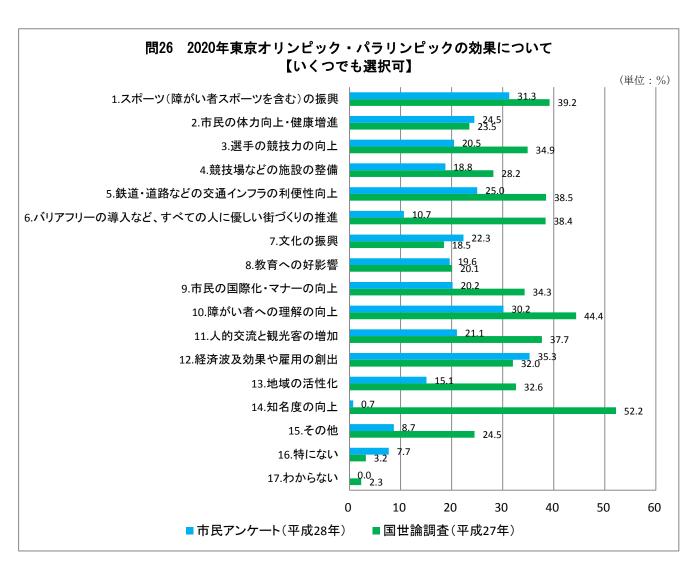
ホストタウン事業のクロアチア共和国とは、特に競技種目を限定しない事前キャンプの交渉を続けます。クロアチア共和国は 2016 リオオリンピックにおいて金 6 個、銀 2 個、銅 2 個を獲得しています。事前キャンプ地にはキャンプ地(自治体)・練習施設・宿泊施設が一定水準以上のものを求められますので、必要な整備を行います。

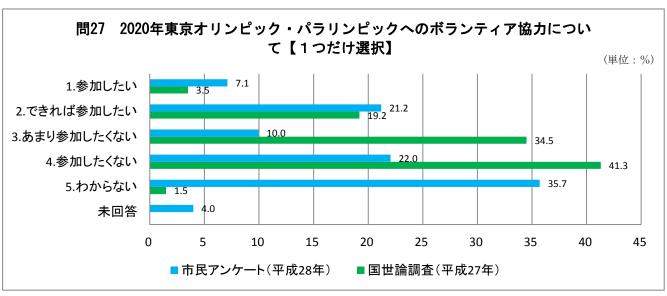
現状と課題

- 1. 市民アンケートで 2020 東京オリ・パラの開催を通じて十日町市にどのような効果を期待しているかとの問いに「経済波及効果や雇用の創出」が 35.3%で最も多く、続いて以下のようになっています。
 - 2位(31.3%)「スポーツ(障がい者スポーツを含む)の振興」
 - 3位(30.2%)「障がい者への理解の向上」
 - 4位(25.0%)「鉄道・道路などの交通インフラの利便性向上」
 - 5位(24.5%)「市民の体力向上・健康増進」
- 2. 2020 東京オリ・パラに向けた、市のスポーツ行政への要望(自由記載)では女子レスリング選手や、他競技のメダリスト、オリンピアンの講演会や交流会を望む意見が多くありました。加えて、プロスポーツ大会(Jリーグ、プロ野球、Bリーグ、アルペンスキー等)やスポーツ指導会及びスポーツ教室の開催要望も多くありました。
- 3. 事前キャンプの受入れの際のボランティアの参加意思については「参加したい」「できれば参加したい」が 28.3%に対して「参加したくない」「あまり参加したくない」は 32.0%と若干上回りました。「わからない」と答えた方が 35.7%となっておりボランティアでの積極的な協力・参加体制が必要です。



2016 リオ五輪女子レスリング凱旋報告会(平成28年9月)





施策の展開

- ホストタウン事業と並行しながら、市サッカー協会、市陸上競技協会、市柔道会、市卓球協会と連携協力し、十日町市において事前キャンプ地となるよう事業を展開します。
- 市スポーツ協会、ネージュスポーツクラブ及びスポーツコミッションと連携・協力しキャンプ誘致に取り組みます。
- 国、新潟県、県内のスポーツ関係団体からの情報の取得、共有を図ります。



2016 リオ五輪パブリックビューイング



2016 リオ五輪女子レスリング凱旋報告会





服部勇馬・弾馬兄弟(東洋大)箱根駅伝凱旋報告会 2016 リオパラリンピック樋口政幸選手凱旋報告会

【主要事業】クロアチアピッチ活用事業 ホストタウン推進事業(企業版ふるさと納税)

(3) スポーツイベント実施、プロスポーツ交流

市民に夢と感動をもたらすスポーツイベントを誘致・開催することで、応援する楽しみを含めた 「観る」スポーツの市民への定着を図り、スポーツ振興や市民の豊かなスポーツライフの確立を目 指します。

全国規模の大会の開催は、青少年への教育的効果はもちろんのこと意識の高揚につながるほか、 交流人口の拡大や地域活性化に寄与します。そのため、全国大会等の招致やプロチーム等のキャン プ合宿の誘致を行い、さらに各種スポーツイベント、高校・大学・日本代表などの合宿を積極的に 誘致します。

市民にとって、プロチームの試合観戦が身近なものとなり、スポーツの楽しさや感動を共有する なかで、プロチームと地域の人々の積極的な交流を通して、地域を活性化し元気なスポーツ健康都 市を目指してスポーツの振興を図ります。

現状と課題 |

1. スポーツを実際に観る機会がこの10年で大きく伸びています。本市でもプロバスケットボールや サッカーの日本代表及びプロチームの試合を観戦できる機会が増えました。

- 2. 会場と一体となった臨場感溢れるスポーツの醍醐味を味わうことによって、新たなスポーツの楽しみ方に触れ、スポーツを観て応援することに対する関心は高まっています。
- 3. スポーツイベントを開催するために、施設整備を含めたスポーツ施設の積極的な活用の促進を図る必要があります。
- 4. サッカーのプロチームがクロアチアピッチでキャンプを実施する際に、ジュニアを対象としたサッカー教室を開催し、大人を含め子どもたちとの交流が盛んに行われています。プロバスケットボールチームの選手は、「バスケットスクール」で子どもたちを指導し、交流を深めています。

施策の展開

- スポーツイベントの誘致・開催により、「観る」・「応援する」スポーツを定着させ、スポーツの楽しみ方を継続的に提供します。
- スポーツイベントを誘致・開催することで、既存施設の積極的な活用を促進するとともに、市内 外の交流人口の増加による地域経済の活性化を推進します。
- プロ選手や一流選手による「スポーツ教室」の開催により、子どもたちや大人に夢や感動を与え、スポーツに取り組む意欲や競技力の向上につなげることで、スポーツ振興を図ります。
- スポーツ合宿では、JOC指定強化施設である「桜花レスリング道場」において選手団が毎年合宿をしており、地元「桜花レスリングクラブ」の子どもたち等とスポーツ交流を深めていきます。
- 全国規模の大会招致やプロチーム等のキャンプ誘致を行い、さらに各種スポーツイベント、高校・ 大学・日本代表などの合宿を積極的に誘致します。

【主要事業】「見る」スポーツ開催事業

桜花レスリング道場支援事業 スポーツ交流まちづくり事業 ホストタウン推進事業(企業版ふるさと納税)



2015 女子サッカーワールドカップ なでしこジャパン準優勝報告



和光市サッカー交流

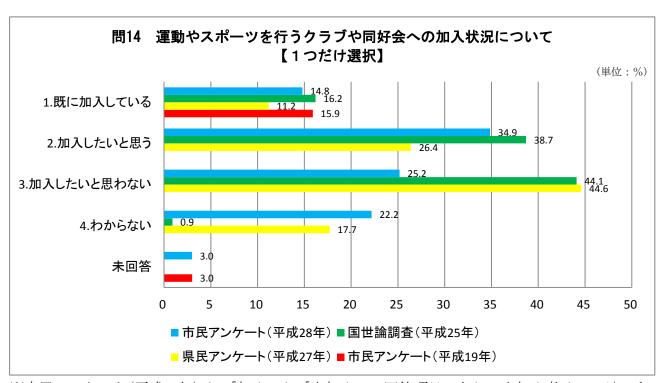
(4) 総合型地域スポーツクラブの更なる活性化

十日町市では総合型クラブとして平成20年3月にネージュスポーツクラブが設立されました。 未就学から70歳代までの幅広い年代層に対してのジュニアアスリート、ダンス、エアロビ等10 を超える各種教室を開催し、コーディネーショントレーニングや認定こども園(幼稚園)、保育園 児を対象とした運動遊び教室、介護予防運動への講師派遣等、平成27年度の参加者は約20,800 人となっています。

また、平成23年度からは市内の体育施設を指定管理者制度により管理しており、現在11の体育施設を管理しています。平成28年度からは障がい者スポーツにも取り組み十日町市の運動・スポーツに対して中心的役割を果たしています。

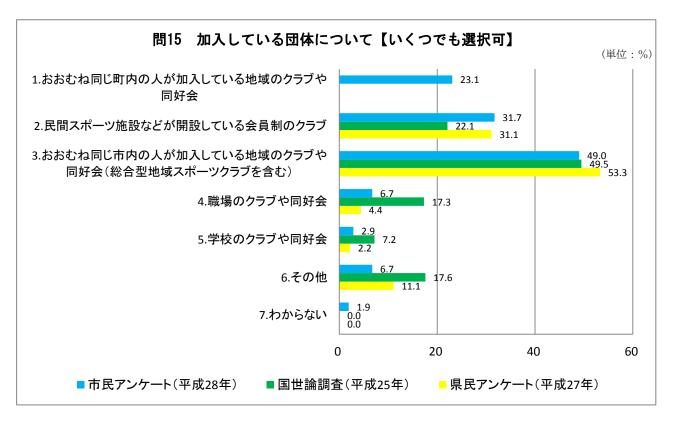
現状と課題

1. 市民アンケートではクラブまたは同好会(総合型クラブや民間スポーツジム等を含む)があれば加入したいかとの問いに対して、「既に加入している」が14.8%「加入したいと思う」が34.9%となっており「加入したいと思わない」の25.2%を上回っています。

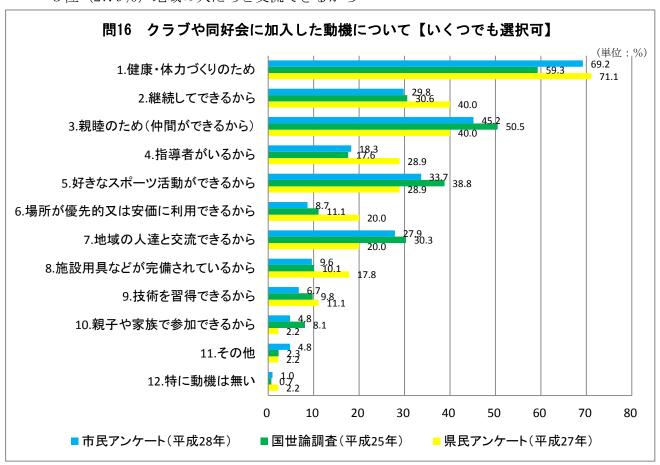


※市民アンケート(平成19年)は、「加入」か「未加入」の回答項目であり、未加入者は81.1%です。

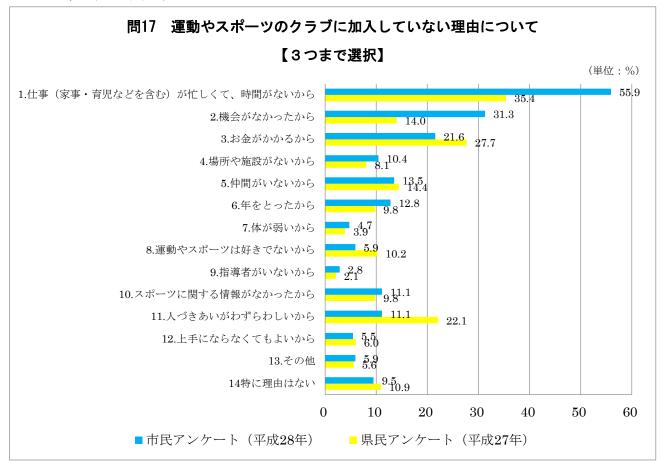
2.「既に加入している」方に対してどのようなクラブかとの問いでは「概ね同じ市内の人が加入している地域のスポーツクラブや同好会(総合型クラブを含む)(以下「地域スポーツクラブ等」という。)が約半数の49.0%となっています。



- 3.「既に加入している」方に地域スポーツクラブ等に加入した動機を尋ねると「健康・体力づくりのため」が最も多く69.2%となっており以下は次のとおりです。
 - 2位(45.2%) 親睦のため(仲間ができるかから)
 - 3位(33.7%)好きなスポーツ活動が出来るから
 - 4位(29.8%)継続してできるから
 - 5位(27.9%)地域の人たちと交流できるから



- 4. 現在加入していない方にその理由を聞いたところ「仕事(家事・育児などを含む)が忙しくて、時間がないから」が最も多く55.9%となっており以下は次のとおりです。
 - 2位(31.3%)機会がなかったから
 - 3位(21.6%) お金がかかるから
 - 4位(13.5%)仲間がいないから
 - 5位(12.8%)年をとったから



- 5. スポーツを総合的に推進するためには、総合型クラブの運営などについて専門的な知識やノウハウを有するスポーツマネジメント人材の育成が必要となっています。
- 6. 地域スポーツクラブ等設立後の指導者やスタッフの確保、会員の獲得、既存団体との調整など、 組織の運営方法について、情報を共有し長期的な計画や支援が必要となります。

施策の展開

- 地域のスポーツ活動の拠点となる総合型クラブ(ネージュスポーツクラブ)で、気軽にスポーツ を楽しむ市民の輪を広げるとともに、地域住民が積極的にクラブに加入することで、スポーツを 核とした地域づくりを推進します。
- 地域内で親子のふれあいや世代間交流の場にもなる総合型クラブを支援し、あわせて人材の養成 や情報提供を図るなど、地域におけるスポーツ振興を図ります。
- 地域でのスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員や、クラブマネージャー等を養成するための研修に参加する機会を提供し、スポーツマネジメント人材の育成を図ります。

【主要事業】十日町市(市全域)スポーツ振興事業(スポーツ振興重点実施事業) 十日町市(市全域)体育施設維持管理事業

4 スポーツ施設・環境の整備

(1) スポーツ施設・環境の充実に向けて

市民のスポーツ活動や健康・体力づくりの拠点としてスポーツ施設の整備を進めます。 現在ある体育施設をより有効に継続して使えるように、改修工事や大規模修繕工事を行います。 また、市民ニーズに即した幅広い情報の収集・提供体制の充実を図るため、スポーツ関係団体相 互で連携し、広報紙やインターネットを通じた情報発信を行い、スポーツ環境の充実に取り組みます。

現状と課題

- 1. 公共スポーツ施設の設置総数は県内でも上位であり、スポーツ実施率は49.1%と全国、新潟県と比べても高い水準にあります。市民のスポーツ活動の多様な場を創出するために、「誰でも」「いつでも」「どこでも」気軽に利用できる施設整備と活用を促進する必要があります。
- 2. 中核的なスポーツ施設から他の施設が点在しており、スポーツ振興を図るうえからも施設の管理が、市民の利便性を考慮したものとなるよう求められています。
- 3. 地域によっては公共スポーツ施設の利用状況が減少しているところがあり、学校の体育施設の開放事業と調整を図りながら、市民のスポーツ活動のニーズに対応していくことが求められています。

施策の展開

- 市民に安全かつ快適に利用いただくため、既存施設の計画的な改修や耐震化を推進します。また利用の少ない体育施設については、利用者や地域住民と十分な協議を行い整理統合を進めます。
- 指定管理者制度の導入を進めると共に、効率的な管理運営と施設の活性化を図ります。
- AEDの設置を増やし、屋外での練習・大会では貸出の出来る体制を整えます。
- 学校体育施設については、地域住民に最も身近な施設として学校開放事業等で有効利用し、地域 スポーツの推進に向け、利用促進と社会体育活動の場としての整備に努めます。

【主要事業】十日町市(市全域)体育施設維持管理事業

十日町地域体育施設維持管理事業

川西地域体育施設維持管理事業

中里地域体育施設維持管理事業

松代地域体育施設維持管理事業

松之山地域体育施設維持管理事業

体育施設老朽化対策大規模改修事業

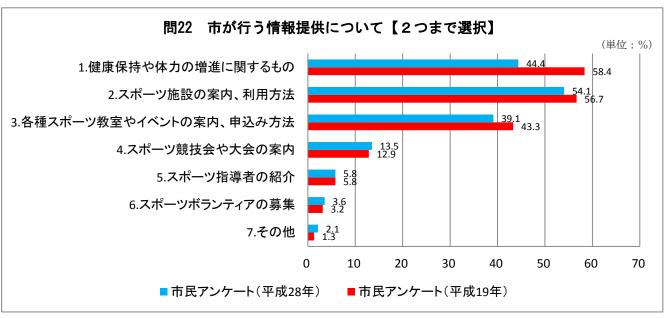
過疎債、辺地債、スポーツ振興くじ助成での建物改修事業

(2) スポーツ情報ネットワークの充実

市民がスポーツ関係の情報を「誰でも」「いつでも」「簡単に」入手できるよう、スポーツ情報ネットワークの構築を図り、スポーツを行っていない人も含め、より多くの市民が「生涯スポーツ」「健康スポーツ」「競技スポーツ」等に興味や関心を持つようなスポーツ情報環境の充実に取り組みます。

現状と課題

- 1. スポーツに関する情報を市民に提供するために市(スポーツ振興課)のホームページが開設されています。市民のニーズの高いスポーツや健康・体力づくりに関する情報の収集体制の充実や提供体制の整備が望まれています。
- 2. 現在、施設の申し込み予約等は、電話や窓口及びFAX等が主体です。予約状況をインターネットで「誰でも」「いつでも」「簡単に」見られるような情報システムの構築が必要です。



施策の展開

- スポーツイベントやスポーツ大会等の、情報を見やすく整理したホームページの充実を図ります。各公民館、市広報誌や市のホームページ及び体育施設の掲示板等で、スポーツ事業に関する情報提供を行います。
- 市民が、体育施設の予約状況を簡単に見られるような情報システムの構築と整備を推進します。
- 市民のスポーツ活動や健康・体力づくりを支えるために、スポーツに関する情報の収集体制を 更に充実させるとともに、誰でも見やすい情報の提供体制の整備を進めます。

【主要事業】十日町市全域スポーツ振興事業

十日町地域スポーツ振興事業

川西地域スポーツ振興事業

中里地域スポーツ振興事業

松代地域スポーツ振興事業

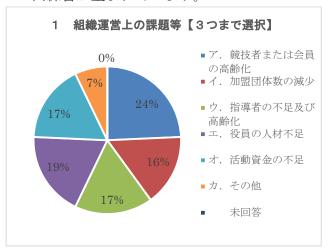
松之山地域スポーツ振興事業

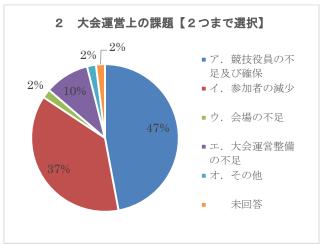
5 スポーツ関係団体のアンケート結果及び今後の取り組み

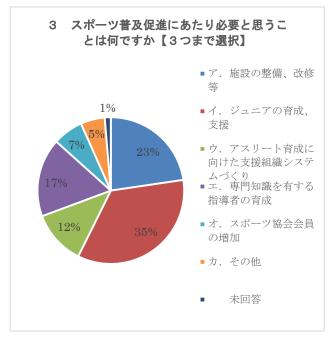
市スポーツ協会に加盟している34団体に対して、現在各組織(団体)で抱えている問題やスポーツ 及び生涯スポーツを普及するための方策など6項目にわたり、アンケートを実施しました。29団体から回答を頂きました。

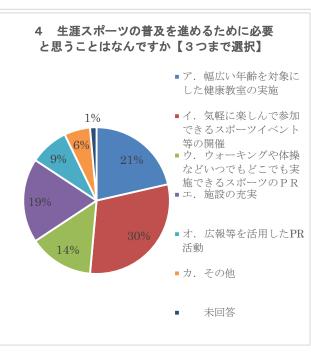
現状と課題

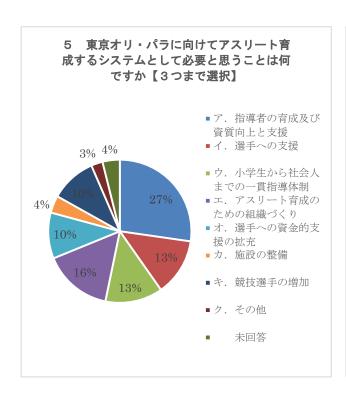
- 1. 各団体とも組織運営については、役員・指導者の高齢化や加盟団体の減少、活動資金の不足など 課題が多岐に亘っています。また、大会運営については役員、参加者の不足が大きな課題となっ ています。
- 2. スポーツの普及促進については、ジュニアの育成の必要性が最も多く、施設整備の改修が続いています。生涯スポーツの普及については、気軽に楽しめるスポーツイベントと幅広い年齢層を対象とした健康教室の実施が望まれています。
- 3. 2020東京オリ・パラに向けたアスリートの育成には、指導者育成・支援が重要と考えられます。
- 4. 市スポーツ協会との連携については、大規模スポーツイベントへの協力や競技力向上のための合同練習が望まれています。

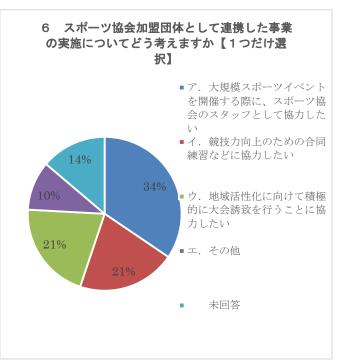












施策の展開

- 組織役員の高齢化や人数減少は当市のスポーツ関係団体に限らず全国のあらゆる組織で起こっている現象と思われます。スポーツ関係団体の運営方法や活動内容、会員募集等においては、これまでの慣行・慣例にとらわれない手法が必要です。
- 単位協会(スポーツ協会・競技スポーツ協会)が、小学校体育連盟・中学校体連盟と連携・協力し、小中学生などの若い世代の参加者確保や指導者育成に取り組む体制づくりを目指します。

【主要事業】十日町市全域スポーツ振興事業



全日本スキー選手権大会

【スポーツ推進計画策定委員名簿】

◎十日町市スポーツ推進審議会 委員名簿

春日 昇(委員長) 十日町市スポーツ推進委員会会長 **小野塚英男**(副委員長) (一社) 十日町市スポーツ協会会長 十日町市立小学校体育連盟会長 髙橋 克哉 克宏 十日町市中魚沼郡中学校体育連盟会長 林 鈴木 重行 十日町市内高等学校代表 関口 康子 スポーツに関する学識経験者 正司 スポーツに関する学識経験者 髙橋 福崎 勝幸 スポーツに関する学識経験者 澤野 崇 スポーツに関する学識経験者 尾身 一恵 スポーツに関する学識経験者 スポーツに関する学識経験者 星名 和子 吉楽 一彦 スポーツに関する学識経験者 品田 靖 スポーツに関する学識経験者 滝沢 繁 スポーツに関する学識経験者 上村 良一 スポーツに関する学識経験者

〇スポーツ推進計画策定事務局

教育委員会文化スポーツ部部長 富井 敏 井川 純宏 IJ スポーツ振興課長 鈴木 規宰 課長補佐 IJ 係長 岩田 竜一 IJ 庭野 亮太 主事 小林 康夫 市民福祉部福祉課副参事 高津 容子 健康づくり推進課長補佐 教育委員会子育て教育部学校教育課指導管理主事 山岸 一朗 春日 教育委員会文化スポーツ部川西公民館館長補佐 舐 桶口 具節 中里公民館副館長 IJ 柳 裕子 松代公民館副館長 IJ 福原 論祐 松之山公民館副館長

【スポーツ推進計画 策定経過】

平成28年

8月24日 十日町市教育長より十日町市スポーツ推進審議会に「スポーツ推進計画」の策定について諮問

8月24日 第1回スポーツ推進審議会の開催「推進計画策定の諮問と策定スケジュール案について」「市民アンケートの実施について」

9月23日 市民アンケート実施(市民2,000人を対象とする)

10月11日 市民アンケート締切り市民アンケート集計と報告書作成

12月 1日 第2回スポーツ推進審議会の開催「市民アンケート結果と推進計画の素案について」

平成29年

1月18日 第3回スポーツ推進審議会の開催

1月31日 スポーツ推進審議会から教育委員会へ答申

2月13日 総務文教常任委員会へ報告

2月24日 教育委員会にて意見聴収

2月27日 パブリックコメント実施(3月21日まで23日間)

3月30日 教育委員会にてスポーツ推進計画承認



国際スキー連盟公認吉田クロスカントリー競技場スタジアム全景

主なスポーツ関係団体の紹介

◎一般社団法人十日町市スポーツ協会

1 目的(定款抜粋)

「当法人は、スポーツを振興し、市民の体力向上を図り、すこやかな心身を育むとともに、スポーツ 文化の向上・発展及びスポーツ精神を養い、明るく豊かな社会生活の構築に寄与することを目的とする。」

2 市スポーツ協会加盟団体

①競技スポーツ団体(19団体)

陸上競技協会	サッカー協会	テニス協会	バレーボール協会
体操協会	バスケットボール協会	ソフトテニス連盟	卓球協会
野球連盟	相撲連盟	柔道会	ソフトボール協会
バドミントン協会	剣道連盟	空手道連盟	スキー協会
山岳協会	水泳協会	ゲートボール連盟	

②地域スポーツ団体(地区体育協会 15 団体)

水沢	六箇	川治	吉田	東部	新座	大井田	中条
下条	西部	南部	川西	中里	松代	松之山	

③学校スポーツ団体(3団体)

- ④スポーツ少年団 (24 団体)
- 3 会員数 51,847 人 (平成28年現在)
- 4 基本方針

スポーツを通した融和と協調のまちづくりを推進することを基本方針とし、「ジュニア育成とチャンピオンスポーツの育成・強化」「スポーツと食を考える」「生涯スポーツの推進」の3つを重点目標としています。

5 主な事業

- ①ソフトバレーボール、ソフトボール、バドミントンの3種目で地区体協親善球技大会を開催
- ②8月第1水曜日に全市一斉の市民ラジオ体操を実施
- ③10月に体育祭、1月に新年会を開催

親善ソフトバレーボール大会





◎総合型地域スポーツクラブ 特定非営利活動法人 ネージュスポーツクラブ

1 目的(定款抜粋)

「本法人は、子供から高齢者、障がいをもつ方あるいは競技者や一般市民に対して、健康な身体の確

立維持、さらには楽しむスポーツのための環境や情報・技術などを提供する事業を行うことにより、「スポーツの振興」と「人々の豊かな暮らしの実現」及び「地域活性化」に寄与することを目的とする。」

- 2 会員数 (正会員 57 名、クラブ会員 247 名、賛助会員団体・法人 38 個人 4 名 平成 28 年現在)
- 3 主な事業
 - ①11の市内体育施設を指定管理者として受けている。
 - ②スポーツ教室、フィットネス教室の開催
 - ③サークル事業 (障がい者スポーツサークルを含む)、講師派遣事業の実施
 - ④健康づくり支援事業や幼保運動あそび教室事業の実施
 - ⑤スポーツ推進計画重点取組事業等の受託事業の実施







障害者スポーツ普及促進事業「チャレンジスポーツ教室」

◎十日町市スポーツコミッション

1 目的

「本会は、十日町市において、市民や団体が連携し、スポーツキャンプ、スポーツ合宿及びスポーツ イベント並びにこれらに関連する事業を通して経済的効果や社会的効果を発揮させ、地域づくりや地域 の活性化に寄与することを目的とする。」

- 2 正会員数 団体・法人 40 個人 16 (平成 28 年現在)
- 3 主な事業
 - ①組織強化・基盤整備事業
 - ②ワンストップ化事業
 - ・イベント・キャンプ (J リーグ及び日本サッカー協会含む) 誘致事業
 - ・ランニングチーム「チーム新宅」合宿誘致及び支援 ほか
 - ③大会・イベント開催・支援事業
 - ④十日町市受託事業 (スポーツを通した地域活性化事業)
 - ⑤講師派遣、視察対応事業



マリノスホームゲーム会場での十日町市 PR 会



田中陽希講演会終了後の記念撮影

十日町市体育施設一覧

番号	施設名	所在地	施設の種類	根拠条例	AED
1	総合体育館	十日町市西本町一丁目365-14	体育館	十日町市体育施設条例	2
2	市民体育館	十日町市学校町一丁目730-1	体育館	十日町市体育施設条例	
3	川西総合体育館	十日町市霜条144	体育館	十日町市体育施設条例	1
4	中里体育館	十日町市田中口316-1	体育館	十日町市体育施設条例	1
5	松代総合体育館	十日町市松代4008	体育館	十日町市体育施設条例	1
6	松之山体育館	十日町市松之山1046-7	体育館	十日町市体育施設条例	1
7	武道館	十日町市西本町一丁目365-14	武道館	十日町市体育施設条例	
8	吉田クロスカントリーハウス	十日町市小泉240-1	クラブハウス	十日町市体育施設条例	1
9	当間多目的グラウンドクラブハウス	十日町市馬場癸4715-1	クラブハウス	十日町市体育施設条例	1
10	吉田ふれあいスポーツセンター	十日町市小泉244-1	体育館	十日町市体育施設条例	
11	スポーツパレス川西	十日町市鶴吉515-7	体育館	十日町市体育施設条例	
12	笹山野球場	十日町市中条乙3329	野球場	十日町市体育施設条例	1
13	橘運動場	十日町市野口1590-6	野球場	十日町市体育施設条例	
14	中里グラウンド	十日町市小原辛822	野球場	十日町市体育施設条例	
15	松之山テニスコート	十日町市松之山坂下36	テニスコート	十日町市体育施設条例	
16	信濃川運動公園	十日町市小泉1512-乙	野球場、多目的運動広場	十日町市体育施設条例	
17	水沢運動公園	十日町市馬場丙1497	野球場、ゲートボール場	十日町市体育施設条例	
18	庚塚運動場	十日町市水口沢925-1	多目的運動広場	十日町市体育施設条例	
19	青少年運動広場	十日町市丑1650	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
20	岩野山運動広場	十日町市中新田1158	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
21	飛渡運動広場	十日町市中条戊2041-1	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
22	当間多目的グラウンド	十日町市馬場癸3739-2	サッカーコート	十日町市体育施設条例	
23	白倉運動場	十日町市白倉寅305	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
24	倉俣グラウンド	十日町市倉俣甲2686-1	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
25	松代グラウンド	十日町市松代4008	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
26	松之山グラウンド	十日町市松之山1039	多目的グラウンド	十日町市体育施設条例	
27	陸上競技場	十日町市中条乙2563	陸上競技場	十日町市体育施設条例	1
28	吉田クロスカントリー競技場	十日町市小泉240-1	スキーコース、多目的運動広場	十日町市体育施設条例	
29	松代クロスカントリースキーコース	十日町市松代4008	スキーコース	十日町市体育施設条例	
30	松之山クロスカントリースキーコース	十日町市松之山1039	スキーコース	十日町市体育施設条例	
31	市民プール	十日町市丑1670	屋外プール	十日町市体育施設条例	1
32	松之山プール	十日町市松之山1227	屋外プール	十日町市体育施設条例	1
33	総合公園	十日町市山本1602-2	野球場、テニスコート	十日町市都市公園条例	1
34	松之山ゲートボールハウス	十日町市松之山坂下38	ゲートボール場	松之山高齢者介護予防拠点施設条例	

スポーツ推進関係法令

◎スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号)

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等 (第十一条一第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備 (第二十一条一第二十四条)

第三節 競技水準の向上等 (第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備 (第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、 公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響 を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を 実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。 ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画 的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国 民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及 び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつ

- つ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (スポーツ団体の努力)
- 第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

- 第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、 基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。 (法制上の措置等)
- 第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その 他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

- 第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの 推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。) で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を 図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

- 第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところ によりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び 執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長) は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地 方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、 競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の 整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他 の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。 (学校施設の利用)
- 第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止 及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の 健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の 普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを 行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支 援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツ に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

- 第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的 及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進 を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、 民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るため の調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、 整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場

その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等 の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割 の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する 国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他の スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の 競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国 際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの 発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

- 第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。 (体育の日の行事)
- 第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国

際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

- 第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

- 第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全 に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。
- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

- 第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす 役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。 (ドーピング防止活動の推進)
- 第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止 活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法 人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピ ングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る 体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるもの とする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ 推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互 の連絡調整を行うものとする。 (都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

- 第三十二条 市町村の教育委員会 (特定地方公共団体にあっては、その長) は、当該市町村における スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

- 第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に 掲げる経費について、その一部を補助する。
 - 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認め られるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

◎十日町市スポーツ推進審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 123 号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、十日 町市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 24 条例 9·全改)

(任務)

- 第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、十日町市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。また、これらの事項に関して教育委員会に建議することができる。
 - (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
 - (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
 - (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
 - (4) スポーツの団体の育成に関すること。
 - (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。
 - (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 24 条例 9·一部改正)

(委員)

- 第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20人以内とする。
- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、スポーツに関する学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。この 場合において、教育委員会は、市長の意見を聴かなければならない。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

◎十日町市体育施設条例

平成 23 年 3 月 17 日 条例第 12 号

十日町市体育施設条例(平成20年十日町市条例第54号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の体育及びスポーツの振興並びに健康の維持増進を図るとともに、各種行事の利用に供することを目的として、十日町市屋内体育施設及び十日町市屋外体育施設(以下「体育施設」という。) を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用時間)

- 第3条 体育施設の利用時間は、別表第2のとおりとする。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(休館日)

第4条 体育施設の休館日は、別表第3のとおりとする。

(利用時間の変更又は臨時休館)

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

- 第6条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- 2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 建物、設備、備品等を破損するおそれがあるとき。
 - (3) その他体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

- 第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。
 - (1) 不正の手段により許可を受けたとき。
 - (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 前条第3項の条件に違反したとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (5) 天災その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合 において利用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わないものとする。ただし、前項第 6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表第4から別表第7までに掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 教育委員会は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めたときは、使用料の全部又は 一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(目的外利用の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設を利用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

- 第12条 利用者は、利用後直ちに清掃し、利用場所を原状に復さなければならない。第6条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。
- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代わってこれを行い、その費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により体育施設の建物、設備、備品等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定、業務等)

- 第14条 教育委員会は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、十日町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年十日町市条例第80号)の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に体育施設の管理を行わせることができる。
- 2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 体育施設の利用の許可に関する業務
 - (2) 体育施設の維持及び管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営に関する業務のうち、法令の規定により市長又は教育委員会のみが行うことができるとされている権限に係る業務を除く業務
- 3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定 及び第12条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。この場合において、当該 指定管理者が第5条の規定により利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館しようとする ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(利用料金)

- 第15条 前条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。
- 2 前項の場合において、指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 3 利用料金は、別表第4から別表第7までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めたときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

◎十日町市スポーツ推進委員に関する規則

平成17年4月1日 教育委員会規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条の規定に基づき、十日町市スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

- 第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し次の職務を行う。
 - (1) 住民の求めに応じスポーツの実技指導を行うこと。
 - (2) 住民のスポーツ活動を促進するため組織の育成に努めること。
 - (3) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めさせること。
 - (4) 学校、公民館等教育機関その他行政機関の行う、スポーツ行事又は事業に協力すること。
 - (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツ行事又は事業に協力すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進に指導助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、60人以内とする。

(委嘱)

- 第4条 委員は、次に掲げる条件に該当する者のうちから十日町市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
 - (1) 社会的に信望があること。
 - (2) スポーツに関する深い関心と理解があること
 - (3) その職務を行うに必要な熱意と能力を持つこと。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中であっても免職することができる。

(服務)

- 第6条 委員は、相互の連絡を密にし、お互いに協力しなければならない。
- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例及び教育委員会の定める規定に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (研修の義務)
- 第7条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 (その他)
- 第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。